

平成26年度文部科学省受託事業
「職業実践専門課程」の各認定要件等に関する先進的取組の推進

柔道整復師養成分野第三者評価モデル実施のための

第三者評価システムの概要

柔道整復師養成分野における第三者評価システム構築コンソーシアム
代表機関 特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構

目 次

I 第三者評価システムの概要

はじめに	3
1 第三者評価の目的	4
2 実施の基本方針	4
3 モデル実施機関	5
4 実施体制	5
5 評価基準	6
6 評価のステップ	7
7 標準スケジュール	9
8 柔道整復師養成分野第三者評価モデル事業に関する文書	9
9 評価費用	9

II 第三者評価に関する文書集

1 柔道整復師養成分野第三者評価基準書（素案 Ver. 2.0）	13
付属 1 柔道整復師養成分野の第三者評価基準イメージ	29
付属 2 柔道整復師養成分野第三者評価基準一覧	30
2 平成 27 年度第三者評価モデル事業実施計画書	33
3 柔道整復師養成分野第三者評価実施要項	35
4 自己点検評価報告書作成要領	43
5 評価担当部会業務の概要	57
6 第三者評価における守秘義務に関する規程	58
7 個人情報の保護に関する規程	59

III 第三者評価に関する様式集

1 自己点検評価報告書様式（抜粋）	65
2 参照資料一覧	72
3 第三者評価報告書様式（抜粋）	75
4 評価シート	80
5 ヒアリング調査シート	81

I 第三者評価システムの概要



柔道整復師養成分野第三者評価モデル事業

第三者評価システムの概要

はじめに

この第三者評価システムは、「柔道整復師養成プログラムに係る第三者評価システムの構築コンソーシアム」（以下「コンソーシアム」という。）が、平成 27 年度に実施する柔道整復師養成分野の専門学校（以下「柔道整復師養成校」という。）を対象とする第三者評価モデル事業のために開発したものです。

コンソーシアムの委員会及び部会における審議では、柔道整復師養成分野における第三者評価の仕組みはいかにあるべきかについて種々の検討を行いました。認証評価を制度化している大学等と異なり、専門学校の場合は、柔道整復師養成という専門分野に特化した評価基準項目のみで評価することは、専門学校教育の質保証という観点や高等学校関係者等への説明責任を果たす上でも十分とは言えないという結論に至りました。

そこで、この第三者評価システムでは、分野別評価基準項目と併せて学校全体の運営等に関する評価基準項目を一体的に組み合わせた第三者評価システムとして策定しています。

今後、このシステムを用いて第三者評価モデル事業を進めていく中で、実施状況を点検しながら、有効なシステムの構築を目指していきたいと考えています。

1 第三者評価の目的

① 柔道整復師養成校の教育の質・水準の明確化

この第三者評価システムによる評価を行うことにより、柔道整復師養成校における学校運営・教育活動の質・水準・内容が明確になります。

② 柔道整復師養成校の教育の質・内容の向上

柔道整復師養成校では毎年度自己点検・評価を実施して学校運営・教育活動等の改善を行い、質の保証・向上に努めています。加えて、透明性・客観性の高い第三者評価を定期的に行うことにより、教育の質の保証・向上を図ることができます。

③ 柔道整復師養成校の社会的認知の向上

第三者評価の評価結果は広く社会に公表しています。その内容は、評価基準の項目毎に体系的に記述され、柔道整復師養成のために行われている教育の特徴が具体的に示されていますので、柔道整復師養成校としての社会的認知を得ることができます。

④ 柔道整復師養成校のステークホルダーとの協同関係の向上

第三者評価の評価結果は、学生・保護者・就職先等のステークホルダーとなる人々から高い関心を持って注目されます。実習や就職などで関わりのある関係施設・企業との継続的な協同・連携関係を築くうえでも第三者評価は効果があります。

⑤ 柔道整復師養成校選択への利便性提供

第三者評価により学校運営・教育活動の質・水準・内容が明確になり、学生・保護者の柔道整復師養成校の選択、高等学校における進路指導などにおいて利便性を向上させることとなります。

2 実施の基本方針

① 「柔道整復師養成分野 第三者評価基準」に基づく評価

第三者評価を行う上での基準として、「柔道整復師養成分野 第三者評価基準」（以下「評価基準」という。）を定めています。この基準では、一般的な学校全体の運営や教育活動等に関する評価項目に加え、柔道整復師国家試験及び認定実技審査に合格するために必要とされる事柄について評価項目を設定し評価を行います。

② 自己点検・評価に基づく評価

第三者評価は、評価を受審する柔道整復師養成校（以下「評価受審校」という。）が評価基準に定める評価項目によって実施した自己点検・評価に基づいて評価を行います。

③ 柔道整復師など外部者も含む評価

第三者評価を行う評価担当部会には、柔道整復師や関係団体から評価委員を加えて組織することを方針としています。このことにより、職業実践的な教育の質について専門的な評価を行うことができます。

④ 透明性・公正性の高い評価

第三者評価を実施する手順等は規程により明確に定められ、第一次評価を行う評価担当部会の評価は第三者評価委員会での評価の妥当性について検討・審議したうえで評価を定めます。その評価結果について評価受審校からの異議申し立てがあれば、審査会で審議して最終評価を確定する仕組みになっています。

第三者評価の結果は、第三者評価報告書として印刷し、文部科学省に提出します。また、

評価受審校のホームページ等には報告書全文が掲載され、報告会等の機会を通じて公表されます。

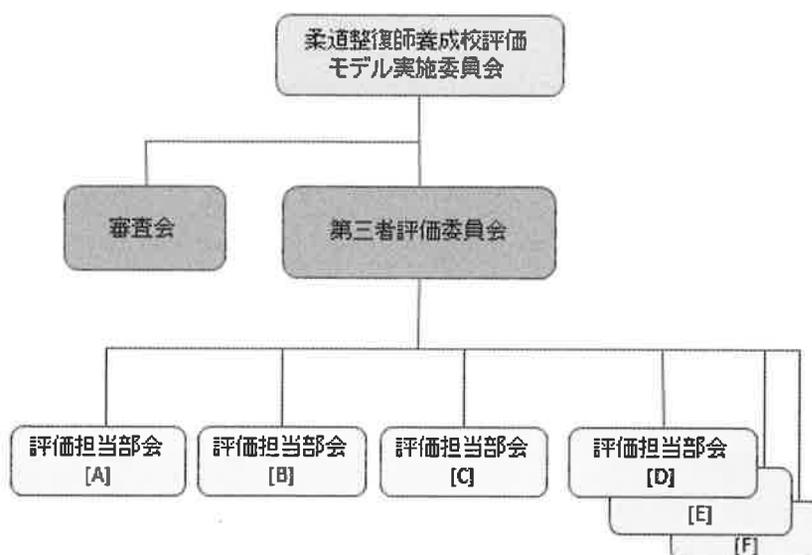
3 モデル実施機関

第三者評価モデル事業の実施機関は、特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構（以下「機構」という。）と次の柔道整復師関係団体です。機構は代表機関として機構内に柔道整復師養成校評価モデル実施委員会（以下「モデル実施委員会」という。）を設置し、柔道整復師養成校にかかる第三者評価モデル事業の運営全般を担当します。

- ・公益財団法人柔道整復研修試験財団
- ・公益社団法人全国柔道整復学校協会
- ・公益社団法人日本柔道整復師会
- ・一般社団法人日本柔道整復接骨医学会

4 実施体制

(1) 組織図



(2) 各組織の委員構成

① 柔道整復師養成校評価モデル実施委員会

委員は、前記3に掲げた関係団体からの推薦者を含め6名以内で構成するものとし、コンソーシアムが選任します。

② 第三者評価委員会

委員は、教育についての専門家又は学識者1名、柔道整復師養成校関係者（理事長、校長）1名、柔道整復師団体関係者1名、計3名で構成するものとし、モデル実施委員会が選任します。

③ 評価担当部会

委員は、教育についての専門家又は学識者1名、柔道整復師養成校の教職員（事務局長又

は柔道整復師学科の学科長以上) 2名、柔道整復師 2名、公認会計士 1名の計 6名で構成することを基本とし、モデル実施委員会が選任します。

④ 審査会

モデル実施委員会が選考した 3名(モデル実施委員会、第三者評価委員会、評価担当部会の各委員は対象外)で構成します。

5 評価基準

柔道整復師養成校の第三者評価に適用する評価基準は、「柔道整復師養成分野 第三者評価基準書」(本書 13 ページ)に定める基準とします。

(1) 評価基準の構造

評価基準は、次の 4つのカテゴリで構成され、10の基準項目(大項目)、37の評価項目(中項目)とその項目に関する「評価の視点(基本的基準・質的向上の基準)」に分類して体系化されています。その構成図は「柔道整復師養成分野の第三者評価イメージ」(本書 29 ページ)をご覧ください。

[I 専門特化した基準・専門技術A]

柔道整復師として必要な技術等の質的向上を図るための基準で、自己目標設定・成果を評価する項目

[I 専門特化した基準・専門技術B]

柔道整復師国家試験合格に必要な技術等に関する基本的基準で、学修成果を評価する項目

[II 共通する基準-2]

文部科学省の学校評価ガイドラインに準拠した基本的基準で、自己目標の設定、成果、専修学校設置基準、職業実践専門課程の認定要件適合等を評価する項目

[II 共通する基準-1]

文部科学省の学校評価ガイドラインに準拠した基本的基準で、主に学校運営、学生支援、教育環境、財務、法令遵守等を評価する項目

(2) 評価項目の適用方法

この評価基準では主として柔道整復師養成学科を対象として評価を適用します。ただし、評価項目の中には学校全体を対象とすることが適当と判断される評価項目も含まれています。

(3) 評価結果の表現

この評価基準による第三者評価の結果は、次のように表現します。

① 基準項目の評価表現

10の基準項目(大項目)について、総合コメントを付けます。総合コメントは、大項目内の中項目の評価の概観や特徴を記述し、中項目を見ていく上でガイドの役割を果たします。

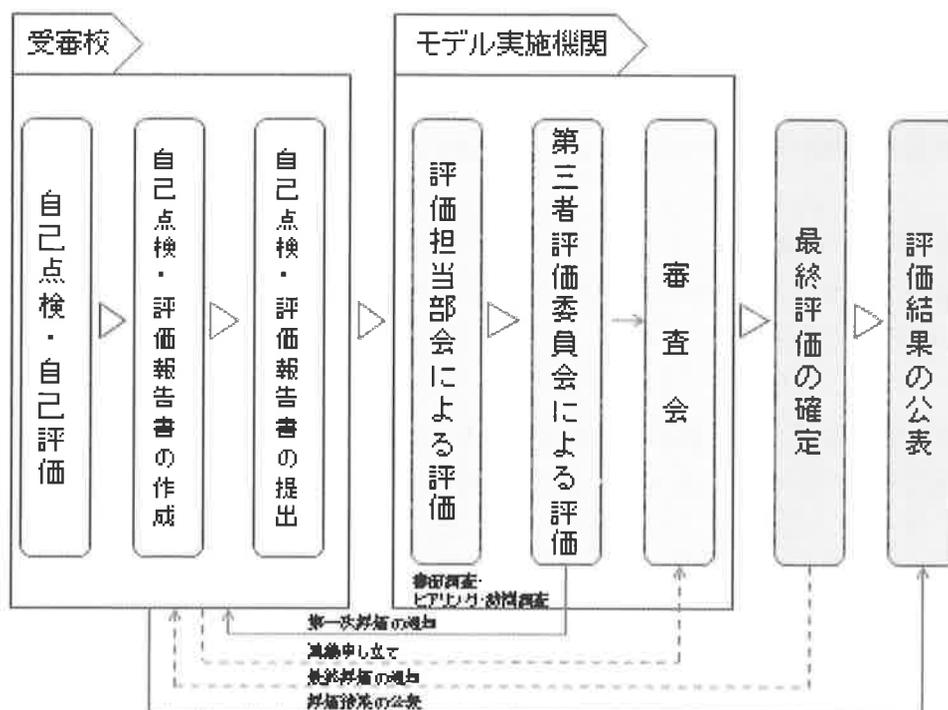
② 評価項目の評価表現

37の評価項目(中項目)について、次の 2点に関するコメントを記述します。

- ・ 特長として評価する点
- ・ 更なる向上を期待する点

6 評価のステップ

(1) 評価のステップ図



(2) 評価受審校における取組内容

① 自己点検・評価の実施

最初のステップは、評価受審校において自己点検に基づく自己評価を実施することから始まります。第三者評価における自己点検・評価は、学校が任意に評価項目や方法を定めて行う自己点検・評価とは異なり、前記3に掲げた評価基準に基づき、機構の定めた自己点検・評価報告書の様式に則って実施します。

② 自己点検・評価報告書の作成と提出

自己点検・評価報告書は [I 学校の現況]、[II 各基準の基本方針]、[III 評価項目の分析] の3部構成となっています。それぞれの記述は以下の要領で行います。

[I 学校の現況]

評価受審校の所在地、沿革、学科構成、学生数及び教職員数、施設の概要など基本的なデータを掲げて現況を説明し、評価の参考とします。

[II 各基準の基本方針]

10の基準項目（大項目）について、評価受審校の基本的な考え方、取組みの方向、背景となる状況などについて中項目の評価の概観や特徴を踏まえ、1基準につき2000字以内で記述します。

この内容は評価受審校の考え方の基本を示すことになるものですから、理事長・学校長等が自ら執筆するか、もしくはその全面的な関与・監修のもとに記述することが求められています。

[Ⅲ 評価項目の分析]

評価基準における 37 の評価項目（中項目）について、それぞれ以下のように記述します。

[現状とプロセス]

評価項目中の「評価の視点」に掲げる事項について現状やこれまでの取組経過などを点検・分析し、2000 字以内で記述します。

[特長として強調したい点]

前項の分析結果を踏まえ、優れた取組として強調したい事項について、1000 字以内で記載します。

[今後の課題と取組の方向性]

現状から見て改善すべき点や更なる向上を目指したい課題について、今後の取組計画や検討状況等を 1000 字以内で記述します。

[参照資料]

各々の記述内容の証拠となる参照資料を可能な限り添付します。なお、各評価項目において標準的に添付することを義務付けられている資料目録もあります。

(3) モデル実施機関における第三者評価の実施内容

① 評価担当部会による評価

評価受審校ごとに設置した評価担当部会が、以下の 3 段階のプロセスで評価を行い、第三者評価原案を作成します。

[1 書面審査]

会議形式で委員が自己点検・評価報告書の記述内容や関連参照資料を精査し、各評価項目について討議し、不明な点や事実確認を要する点などを整理します。

[2 ヒアリング調査]

評価担当部会が指定した場所で、委員が評価受審校関係者に対して、書面審査時における不明な点などを確認し、不足する資料の提出を受け内容を点検します。なお、ヒアリング項目はあらかじめ評価受審校に通告します。

[3 訪問調査]

自己点検・評価報告書の記述で評価受審校における確認を要する内容については、委員が学校に出向き、関係者の立会いのもとに調査・確認します。また、学生に対するインタビューの機会を設けます。

評価担当部会では、以上の調査をもとに 37 の評価項目の評価と 10 の基準項目についてのコメントからなる第三者評価原案を作成し、第三者評価委員会に提出します。

② 第三者評価委員会による評価

第三者評価原案の提出を受けた第三者評価委員会では、自己点検・評価報告書及び関連資料と評価担当部会の評価内容について、評価の妥当性、論理性、公平性などを検討し、問題点があれば評価担当部会に確認や追加説明などを求めます。その上で、第一次評価を確定し、評価受審校に通知します。

③ 評価受審校による異議申し立て

第一次評価の通知を受けた評価受審校は、内容を確認し、評価結果について不服があるときは、その根拠と関連する資料等を提示し、審査会に異議を申し立てることができます。

④ 審査会による最終評価

審査会は、評価対象校から提出された異議の内容について、自己点検・評価報告書と第一次評価と照らし合わせて審査し、最終的な評価を確定します。

(4) 評価受審校への通知と公表

審査会による最終評価は、コンソーシアムの承認を受けた上で評価受審校に通知され、閲覧又はホームページへの掲載などの方法で公表することになっています。その際、評価受審校から提出された異議申立書と審査会の審査結果についても、併せて公表することになっています。

また、機構では評価結果を機構のホームページに掲載し公表します。

7 標準スケジュール

このシステムに基づく第三者評価の標準スケジュールは別記のとおりです。モデル事業では12月中に第三者評価業務を終え、1月から実施結果の点検・取りまとめを行う予定です。

8 柔道整復師養成分野第三者評価モデル事業に関する文書

(1) 文書

① 柔道整復師養成分野第三者評価基準書(素案)

附属1 柔道整復師養成分野第三者評価基準のイメージ

附属2 柔道整復師養成分野第三者評価基準一覧

② 平成27年度第三者評価モデル事業実施計画書

③ 柔道整復師養成分野第三者評価実施要項

④ 自己点検・評価報告書作成要領

⑤ 評価担当部会業務の概要

⑥ 第三者評価における守秘義務に関する規程

⑦ 個人情報の保護に関する規程

(2) 様式等

① 自己点検・評価報告書様式

② 指定参照資料様式

③ 参照資料一覧

④ 第三者評価報告書様式

⑤ 評価シート

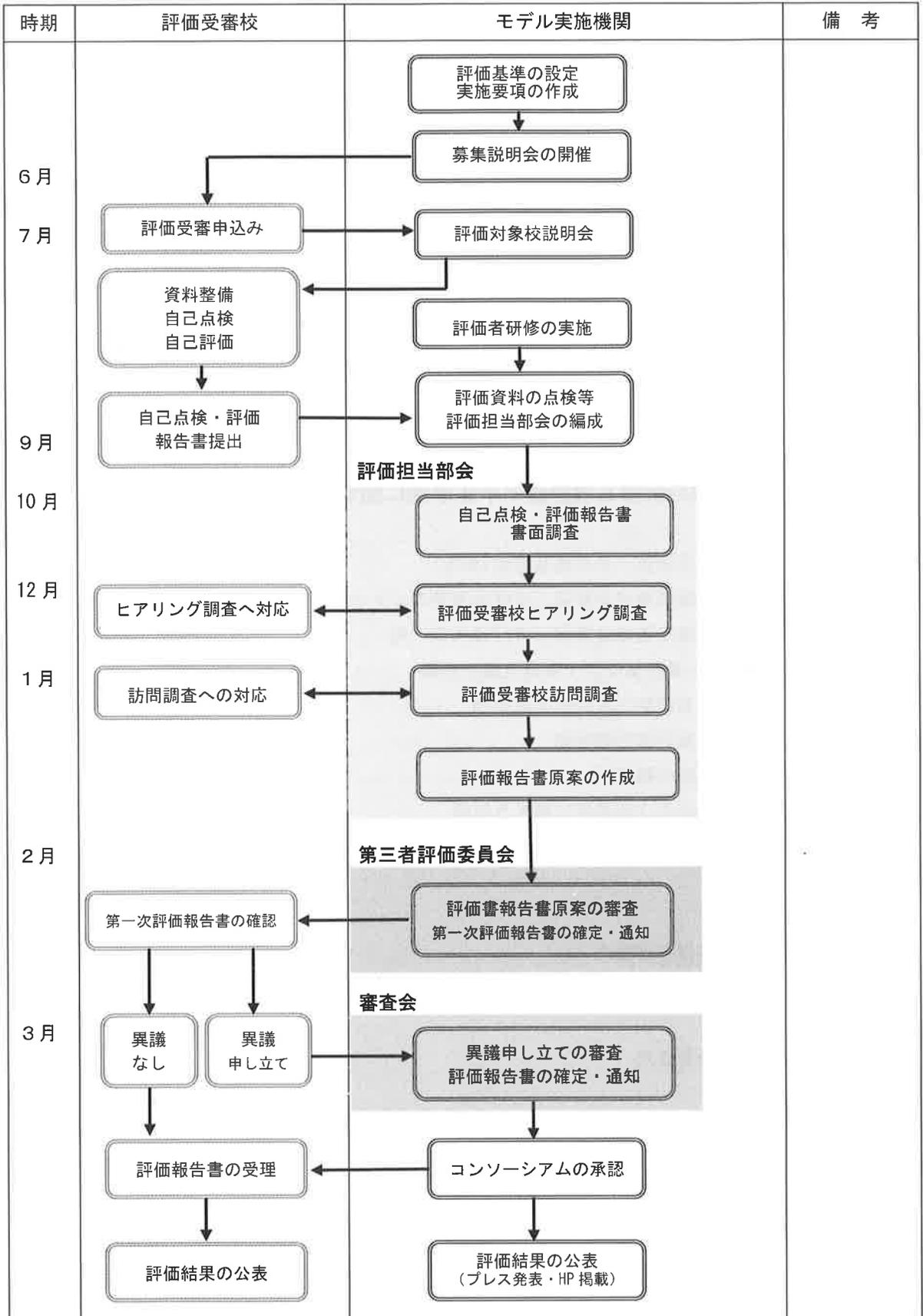
⑥ ヒアリング調査シート

9 評価費用

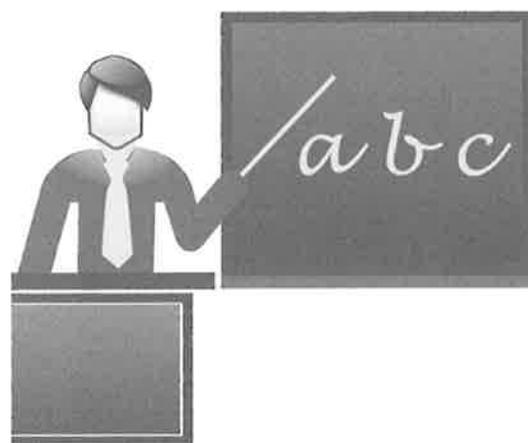
モデル事業に要する費用については、平成27年度文部科学省受託事業費から支出します。

ただし、受審校において自己点検・評価報告書作成に要する費用については、原則として受審校において負担していただきます。

第三者評価の標準スケジュール



Ⅱ 第三者評価に関する文書集



柔道整復師養成分野
第三者評価基準書
(素案 Ver.2.0)

平成27年3月

はじめに

昭和 51 年に発足した専修学校制度は、平成 25 年 8 月 30 日付で「職業実践専門課程」の認定に関する規程が告示・施行され、職業実践教育機関としての特徴をより明確にした教育機関として新たな段階を迎えています。

職業実践専門課程は、高等教育機関における職業実践的な教育に特化した新たな枠組みづくりに向けた専修学校の専門課程における先導的試行として、「専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議」の平成 25 年 7 月 12 日付報告を受けて制度化されました。

認定にあたっては、企業等との密接な連携のもとに、教育課程の編成、実習・演習の実施、教員研修、学校関係者評価の実施などが要件となっています。

この評価基準書は柔道整復師関係団体と特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構が中心となり、柔道整復師養成、学校評価等に知見を有する多くの先生方の協力を得て、平成 26 年度の文部科学省「職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進」委託事業として策定したものです。

当該評価基準に従って、来年度、モデル校における第三者評価を実施し検証するとともに、全国の柔道整復師養成施設のご意見もいただきながら実用化に向け努めてまいります。

専門学校の皆様、関連する業界団体から、あたたかいご支援をいただき、この評価基準が策定できたことにつきまして、改めて心から厚く御礼を申し上げます。

平成 27 年 3 月

柔道整復師養成分野における第三者評価システム構築コンソーシアム
代表機関 特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構

目 次

柔道整復師養成分野第三者評価基準について

1 基準策定の目的	1
2 学校評価の意義	1
3 評価基準の基本方針	1
4 評価結果の表現	2

柔道整復師養成分野第三者評価基準

基準 1 教育理念・目的・育成人材像	3
基準 2 学校運営	4
基準 3 教育活動	4
基準 4 学修成果	7
基準 5 学生支援	7
基準 6 教育環境	9
基準 7 学生の募集と受入れ	9
基準 8 財務	10
基準 9 内部質保証	11
基準 10 社会貢献・地域貢献	11

柔道整復師養成分野第三者評価基準について

1 基準策定の目的

柔道整復師養成分野第三者評価基準（以下「評価基準」という。）は、柔道整復師養成課程を設置し、職業実践専門課程の認定を受けた専修学校（以下「柔道整復師養成校」という。）が、教育活動等の質保証・向上に資するために実施する第三者評価の評価基準として策定しています。

2 学校評価の意義

評価基準は、専修学校設置基準及び職業実践専門課程の認定要件等が求めている必須基準にとどまらず、実践的な職業教育を実施する専修学校教育の多様性、独自性を尊重し、柔道整復師養成校の教育内容等の充実・発展のための評価基準として策定しています。

各学校において、この評価基準を適用して自己点検・評価と学校関係者評価を実施し、結果を取りまとめた自己点検・評価報告書をもとに定期的に第三者評価を受審し、その評価結果をもとに教育活動等の改善・向上を図っていくことが求められています。

3 評価基準の基本方針

(1) 評価基準大項目の設定

評価基準は、以下の10の大項目で構成されています。

基準1 教育理念・目的・育成人材像

基準2 学校運営

基準3 教育活動

基準4 学修成果

基準5 学生支援

基準6 教育環境

基準7 学生の募集と受入れ

基準8 財務

基準9 内部質保証

基準10 社会貢献・地域貢献

(2) 評価基準大項目の構成

評価基準大項目は、「評価の観点」、「評価項目」と「評価の視点」で構成されています。

「評価の観点」は、専修学校制度及び職業実践専門課程の認定要件並びに柔道整復師学校養成施設指定規則等の趣旨に鑑みて、各学校の自己目標を達成するために基本的な事項についての観点を説いたものです。

「評価の視点」は、2つの機能があります。第1に評価を受ける各学校にとっての自己点検・評価を実施し、評価結果をもとに教育活動等の改善が円滑に進めるための指標となるものとして、第2に第三者評価機関が評価を行うための視点としての役割を果たすものです。

評価の判定は、「評価の視点」をまとめた中項目としての「評価項目」単位で行います。

(3) 評価の視点の構成

「評価の視点」は、次の2段階に分かれています。

① 柔道整復師養成校に必要とされる基本的な事項

各学校が教育目的・目標実現のために、教育課程の編成過程、専任教員数、施設・設備の状況など学生の学習環境や教員の資質向上等について、どのように整備し、どのような教育を提供しているかについて評価を行います。

② 柔道整復師養成校が行う教育の質を維持向上させていくために評価することが求められる事項

柔道整復師養成校が教育目的の実現を図り、自己目標の達成のために行っている努力と成果について、評価結果として明確にする必要があります。また、目的・目標の実現のために行っている特色ある教育活動等の取組について積極的な評価を行うことが求められています。

評価では、柔道整復師養成校に必要とされる基本的な事項に加えて、学校が目的の実現に向けた努力と成果を検証する視点で評価を行います。特色ある教育活動等がどれだけ有効な活動となっているか、どれくらい成果を上げているかの視点で評価を行います。

4 評価結果の表現

(1) 評価基準大項目の評価表現

10の大項目について、総合コメントを付けます。総合コメントは、大項目内の中項目の評価の概観や特徴を記述し、中項目を見ていく上でガイドの役割を果たします。

(2) 中項目の評価表現

37の中項目について、次の2点に関するコメントを記述します。

① 特長として評価する点

② 更なる向上を期待する点

なお、評価結果の表現として基準に照らした可否評価あるいは段階評価を示すことについては、今後、有効な理論を模索しながら検討を進めることとします。

柔道整復師養成分野第三者評価基準

基準 1 教育理念・目的・育成人材像

この基準で評価を行う学校は、厚生労働省から柔道整復師養成施設としての指定を受けた専門学校で、実践的な職業教育を実施する教育機関として、文部科学大臣から「職業実践専門課程」の認定を受けている学校です。

柔道整復師の養成校数及び就業者数も大都市を中心に増加をしています。一方、柔道整復師の活動領域は、従来の骨折・打撲・脱臼等の治療に加えて、介護・福祉分野、スポーツ分野などにも広がり、健康増進・予防医学分野においても重要な使命を担っています。

柔道整復師養成校は、柔道整復師に必要な専門知識・技能を教授し、国家試験の合格水準まで到達させること基本的な目的としています。

柔道整復師養成校は、このような使命・目的を踏まえ、学校独自の教育理念・目的・育成人材像を明確に定め、学内外に広く公表するとともに、常に社会環境の変化や関連する業界等の人材ニーズに的確に応えた教育活動等を行うことが求められています。また、学校は社会のニーズを継続的に把握し、的確な見通しを持って将来構想を掲げていく必要があります。

この基準では、学校が掲げる教育理念・目的・育成人材像について教育にどのように生かされているか確認し評価します。

評価項目	評価の視点	評価の分類	
		基本	質向上
理念・目的・育成人材像	理念・目的・育成人材像は定められているか	○	
	育成人材像は専門分野に関連する業界等の人材ニーズに適合しているか	○	
	社会のニーズ等を踏まえた将来構想を抱いているか	○	

※ 評価の分類について

基本……「基本的基準（MUST）」の略。柔道整復師を養成する学校として必要とされる基本的な事項を問う評価項目を示します。

質向上……「質的向上のための基準（SHOULD）」の略。学校が教育目的の実現のために基本的基準を超えて質的向上を図ろうとして実践している事項を問う評価項目を示します。

基準 2 学校運営

柔道整復師養成校が教育目的を達成するためには、学校運営に関する明確な方針のもとに具体的な事業計画を立て、教員組織と事務組織が円滑に執行を進める体制が求められます。そのためには、法人及び学内における意思決定のルール、組織の役割分担と決定権限、組織運営等に関する諸規程を整備するとともに、業務運営の適正化と効率化を図る継続的な努力が必要です。

この基準では、これらの項目を点検する中で学校運営が適切に行われているか確認し評価します。

評価項目	評価の視点	評価の分類	
		基本	質向上
運営方針・事業計画	理念等を達成するための運営方針と事業計画を定めているか	○	
運営組織	学校運営組織を適切に整備しているか	○	
	人事・給与に関する制度を整備しているか	○	
特色ある取組	学校運営について、特色ある取組を行っているか		○

基準 3 教育活動

柔道整復師を養成する学校として、教育課程は修業年限 3 年間で認定実技審査と柔道整復師国家試験に合格できる内容のものとして編成される必要があります。また、卒業後に柔道整復師として企業勤務や開業するためには、職業の現場で施術活動を実践できる知識・技術や技能がさらに必要とされます。学校における教育活動は限られた時間の中で、これらをできるだけ習得させるように努めることが肝要です。

このためには、教育課程の編成に当たり、柔道整復師の業界における最新の人材ニーズをたえず把握し、教育課程編成委員会において外部の意見を反映させるとともに、授業評価などを通じて効果を確認し、より良い教育課程を求めるために研究を行う必要があります。また、成績評価や単位認定の基準等を明確に示すことも大切です。

さらに、教育課程を確実に実行するための教員組織として資格要件を備えた教員を配置することはもとより、柔道整復師の現場に通じた教員の確保や研修体制なども重要です。

この基準では、これらの事項について具体的な教育運営の方法等を点検し、教育活動が適正かつ効果的に行われているか確認し評価します。

評価項目	評価の視点	評価の分類	
		基本	質向上
目標の設定	理念等に沿った教育課程の編成方針、実施方針を定めているか	○	
	修業年限3年で柔道整復師国家試験を合格できるように目標設定されているか		○
	業界等の人材ニーズに対応した特色ある達成目標を設定しているか		○
教育方法・評価等	柔道整復師国家試験受験に必要な教育課程を編成しているか		○
	教育課程編成委員会を設置し、外部の意見を教育課程に反映しているか	○	
	キャリア教育を実施しているか	○	
	柔道整復師としての社会的責任を果たすうえで卒業後も継続した学習が必須であることを認識するための教育を行っているか		○
	授業評価を実施しているか	○	
	教育方法について、特色ある取組を行っているか		○
成績評価・単位認定等	成績評価・修了認定基準を明確化し、適切に運用しているか	○	
	学修成果発表会等で達成度を把握しているか	○	
免許・資格取得の指導体制	柔道整復師国家試験及び認定実技審査のための指導体制はあるか		○
	その他の資格取得について、特色ある取組を行っているか		○

教員・ 教員組織	資格・要件を備えた教員を確保しているか	○	
	企業等と連携し、教員の資質向上への取組を行っているか	○	
	教員組織について、特色ある取組を行っているか		○

【注記 1】

評価項目「目標の設定」中の評価の視点「業界等の人材ニーズに対応した特色ある達成目標を設定しているか」については、教育目標として次のような専門技術の教育プログラムを掲げているかを問うものです。

- 1 柔道整復術：骨折の整復技術・脱臼の整復技術・軟部組織損傷の初期措置法などの修得
- 2 被覆包帯及び固定包帯術：巻軸包帯での被覆包帯が緩まない包帯・腫脹に対応できる包帯の技術習得・固定包帯は骨折等の整復位をいかに保持するかの研究および技術の習得
- 3 テーピング技術：患部の運動制限・疼痛緩和・血行促進などの研究および技術の習得
- 4 後療法：手技療法 軽擦法・強擦法・叩打法などを用いて自然治癒力を活性化させ損傷の早期回復を図る技術の習得。運動療法 全身運動療法と局所運動療法を併用し機能回復と増進を図る技術の習得。物理療法 電気・光・温熱・冷却・音波などの物理的エネルギーを使用して、生体機能の正常化および恒常性維持機能を高める研究および技術の習得
- 5 鑑別技術（ボディナビゲーション体表解剖を含む）：外見上の症状では判断できない症状を各種検査法で鑑別する技術の習得。臨床実習にて治療方針を決め、治療し、評価する技術の習得。
- 6 医療面接：信頼関係の構築の仕方、主訴、現病歴の確認など
- 7 リスク管理：フォルクマン拘縮などの後遺症へのリスク管理。整復・固定・後療法・自己管理などに対する指導管理

【注記 2】

評価項目「教育方法・評価等」中の評価の視点「柔道整復師としての社会的責任を果たすうえで卒業後も継続した学習が必須であることを認識するための教育を行っているか」については、生涯学習への意欲を醸成するような教育として、次のような視点からの教育プログラムを設けて実践しているかを問うものです。

- 1 生涯学習の重要性を現場で活躍する柔道整復師などから聞く機会を設けているか
- 2 卒後研修等の生涯学習プログラムに在学中から参加する機会を提供しているか
- 3 「卒後臨床研修制度」をはじめとする生涯学習に対する意欲を醸成するための教育を体系的に行うよう努めているか

基準 4 学修成果

修業年限 3 年間における学修の成果は、柔道整復師国家資格の取得や就職として結実することになります。また、卒業後における社会での活躍においても、在学中の学修の成果が反映します。

柔道整復師養成校における教育活動が適正かつ効果的なものであったかということを端的に示すものが学修成果であるといえます。

この基準では、具体的に就職率、免許・資格の取得率、卒業生の社会的評価などの実績をみることによって、柔道整復師養成校としての役割をどれだけ果たしているか確認し評価します。

評価項目	評価の視点	評価の分類	
		基本	質向上
免許・資格の取得率	免許・資格取得率の向上が図られているか	○	
	認定実技審査の合格実績は高い水準にあるか		○
	柔道整復師国家試験の合格率は高い水準にあるか		○
就職率	就職率の向上が図られているか	○	
	就職の実績は高い水準にあるか	○	
卒業生の社会的評価	社会的評価を受けた卒業生の活躍実績があるか	○	
特色ある取組	学修成果の把握について、特色ある取組を行っているか		○

基準 5 学生支援

専門学校に入学する学生は未成年者が多く、社会経験も浅い者が少なくないことから、3年間の修業年限を学修に専念させるためには、学校において適当なサポートを行うことが必要になります。特に、学生のような問題に対応する相談業務や就職等の進路指導は学内組織として体制を整備し、学生が意に反して途中で学業を放棄することがないように対策をとらなければなりません。さらに健康管理や遠

方から来た学生のための寮の整備など生活面での支援を図り、快適な学生生活の中で学業に励めるように環境を整えることも大切です。

また、柔道整備師としての技術や知識の習得は卒業後においても求められていますので、卒業生や社会人に対する卒後教育の支援体制も整える必要があります。

この基準では、以上のような様々な面での学生支援の状況を確認し評価します。

評価項目	評価の視点	評価の分類	
		基本	質向上
学生生活	学生の経済的側面に対する支援体制を整備しているか	○	
	学生の健康管理を行う体制を整備しているか	○	
	学生寮の設置などの生活環境支援体制を整備しているか	○	
	課外活動に対する支援体制を整備しているか	○	
学生相談	学生相談に関する体制を整備しているか	○	
中途退学への対応	退学率の低減が図られているか	○	
	退学率は低い水準にあるか	○	
保護者との連携	保護者との連携体制を構築しているか	○	
卒業生・社会人	卒業生への支援体制を整備しているか	○	
	産学連携による卒後の再教育プログラムの開発・実施に取り組んでいるか	○	
	社会人のニーズを踏まえた教育環境を整備しているか	○	
特色ある取組	学生支援について、特色ある取組を行っているか		○

基準 6 教育環境

柔道整復師養成校の施設・設備は、専修学校設置基準及び柔道整復師学校養成施設指定規則に定める基準に基づき適切に整備し、教育運営に支障の生じないように環境を維持する必要があります。また、柔道整復師の技術を学ぶに当たっては実習や演習等が不可欠であり、関係企業との連携を密にし、教育課程を円滑に遂行できるように実施体制を整えることが重要です。

さらに、日頃から災害への備えを怠らず、防災体制を整備するとともに、学内における安全管理への配慮をし、学生の安全を守るような取り組みが求められています。

この基準では、学校における教育環境がどのように整備されているか確認し評価します。

評価項目	評価の視点	評価の分類	
		基本	質向上
施設・設備等	施設・設備は専修学校設置基準及び柔道整復師学校養成施設指定規則に定める基準に基づき適切に整備されているか	○	
実習・演習・インターンシップ等	企業と連携して、実習・演習・インターンシップ等の実施体制を整備しているか	○	
防災・安全管理	防災に対する組織体制を整備し、適切に運用しているか	○	
	学内における安全管理体制を整備し、適切に運用しているか	○	
特色ある取組	教育環境の整備について、特色ある取組を行っているか		○

基準 7 学生の募集と受入れ

学生の募集に当たっては、教育の特色や実績などの学校情報を正確に公表し、入学選考基準の明確化、学納金の適正化などを図り、定員を確保するよう努める必要があります。

この基準では、学生募集の活動状況や入学選考の状況などを確認し評価します。

評価項目	評価の視点	評価の分類	
		基本	質向上
学生募集活動	学生募集活動を適切、かつ、効果的に行っているか	○	

入学選考	入学選考基準を明確化し、適切に運用しているか	○	
	入学選考に関する実績を把握し、授業改善等に活用しているか	○	
学納金	経費内容に対応し、学納金を算定しているか	○	
	入学辞退者に対し授業料等について適正な取り扱いを行っているか	○	
特色ある取組	学生の募集と受入れについて、特色ある取組を行っているか		○

基準 8 財 務

柔道整復師養成校としての教育活動を円滑に進めるためには財務基盤が安定していることが不可欠であり、財務分析等を通じて財務の状況を把握するとともに、毎年度の予算及び執行計画に基づく適正な執行、法令に基づく厳正な監査の実施等の財務運営が求められます。また、財務運営の透明化を図るため、財務情報の公開を定期的に行う必要があります。

この基準では、一連の財務運営の実施状況を確認し評価します。

評価項目	評 価 の 視 点	評価の分類	
		基本	質向上
財務基盤	学校及び法人運営の中長期的な財務基盤は安定しているか	○	
	学校及び法人運営にかかる主要な財務数値に関する財務分析を行っているか	○	
予算・ 収支計画	予算及び執行計画に基づき適正に執行管理を行っているか	○	
監査・ 財務情報の公開	私立学校法及び寄附行為に基づき適切に監査を実施し、財務情報を公開しているか	○	
特色ある取組	財務運営について、特色ある取組を行っているか		○

基準 9 内部質保証

柔道整復師養成校は法令や専修学校設置基準等の定めを遵守するだけでなく、職業実践専門課程の認定要件を満たして適正な教育運営を行うことが義務付けられています。さらに、学校で行われている教育の質について自己点検・評価や学校関係者評価を実施し、不十分な点を改善し、教育情報を積極的に公開して透明性の高い運営に努め、よりよい教育を提供するための継続的な活動が求められています。

この基準では、こうした学校自らが教育の質を保証する仕組みが有効に機能しているかを確認し評価します。

評価項目	評価の視点	評価の分類	
		基本	質向上
関係法令、設置基準等の遵守	法令や専修学校設置基準等を遵守し、適正な学校運営を行っているか	○	
	職業実践専門課程の認定要件を満たし、適正な教育運営を行っているか	○	
学校評価	自己点検・評価の実施体制を整備し、評価を行い、結果を公表しているか	○	
	学校関係者評価の実施体制を整備し、評価を行い、結果を公表しているか	○	
	学校評価に基づく改善に繋げるシステムを確立しているか	○	
	学校評価に基づく改善活動は成果を上げているか		○
教育情報の公開	教育情報に関する情報公開を積極的に行っているか	○	

基準 10 社会貢献・地域貢献

柔道整復師養成校は公共的な機関として、施設・設備や教員等を活用して広く社会的な活動や地域への貢献を積極的に行うよう期待されています。学校が自主的に行うこのような活動は、教育的にも意義があり、学生のボランティア活動への参加などを促す効果もあります。

この基準では、柔道整復師養成校の社会貢献・地域貢献の実績や学生のボランティア活動の状況を確認し評価します。

評価項目	評価の視点	評価の分類	
		基本	質向上
社会貢献・ 地域貢献	学校の教育資源を活用した社会貢献、地域貢献等を行っているか	○	
ボランティア 活動	学生のボランティア活動を奨励し、具体的な活動支援を行っているか	○	
特色ある取組	社会貢献・地域貢献について、特色ある取組を行っているか		○

柔道整復師養成分野 第三者評価基準のイメージ

I 専門特化した基準

専門技術 (A) ※自己目標設定・成果を評価する項目

H22年度文部科学省事業「鍼灸師・柔道整復師の育成プログラムを産学が連携して評価するモデル事業の実践」における「要件1専門技術」に掲げる技術等の習得指導

●生涯学習の意欲を醸成する教育

先輩柔道整復師から聞く機会の付与、生涯学習プログラムへの在学中の参加などを通して意欲醸成指導

●特徴ある教育活動・学校運営等

理念・目的・育成人材像の実現のための特色ある取り組み

専門技術 (B) / 知識 ※学習成果を評価する項目

- 認定実技審査における審査項目に対応した実技指導
柔道整復研修試験財団
- 柔道整復師国家試験合格に対応した指導

Should
質的向上
のための
基準

Must
基本的基準

柔道整復師関係団体の連携による
生涯学習によるキャリア形成を通じた柔道整復師の質向上

- 「卒後臨床研修における医療人講座」
柔道整復研修試験財団
- 「認定柔道整復師制度におけるキャリア形成の観点」
日本柔道整復接骨医学会
- 「生涯学習単位取得制度」
日本柔道整復師会

項目・基準の抽出・分類の
詳細は別紙参照



II 共通する基準

※ガイドライン準拠を基本

Must
基本的基準

● II 共通する基準-1 ※主に基準・要件適合性を評価する項目

II 学校運営

事業計画・運営組織・人事・制度・意思決定等

V 学生支援

中途退学・相談・保護者との連携等

VI 教育環境

実習、演習・防災、安全管理等

VII 学生募集

募集活動・選考・学納金金等

VIII 財務

IX 法令遵守

● II 共通する基準-2 ※専門性も含む基準

内容により自己目標の設定、成果、基準・要件適合を評価する項目

I 理念・目的・人材像

III 教育活動(目標設定・教育方法・成績評価
教員及び教員組織等)

☆ (3-9-16キャリア教育)

※IV学修成果(就職・資格・卒業生の評価)

V 学生支援 (5-21卒業生)

VI 教育環境 (6-22施設・設備)

X 社会貢献・地域貢献

柔道整復師養成分野 第三者評価基準一覧(素案Ver.2.0)

柔道整復師養成分野第三者評価基準の評価項目			評価の観点				
大項目	中項目	小項目 (評価の視点)	目標	基準	専門	質	成果
教育理念・目的・育成人材像	理念・目的・育成人材像	理念・目的・育成人材像は定められているか		○			
		育成人材像は専門分野に関連する業界等の人材ニーズに適合しているか			○		
		社会のニーズ等を踏まえた将来構想を抱いているか			○		
学校運営	運営方針・事業計画	理念等を達成するための運営方針と事業計画を定めているか		○			
	運営組織	学校運営組織を適切に整備しているか		○			
		人事・給与に関する制度を整備しているか		○			
	特色ある取組	学校運営について、特色ある取組を行っているか	○			○	
教育活動	目標の設定	理念等に沿った教育課程の編成方針、実施方針を定めているか		○			
		修業年限3年で柔道整復師国家試験を合格できるように目標設定されているか	○		○		
		業界等の人材ニーズに対応した特色ある達成目標を設定しているか (別記例示参照)	○				○
	教育方法・評価等	柔道整復師国家試験受験に必要な教育課程を編成しているか	○		○		
		教育課程編成委員会を設置し、外部の意見を教育課程に反映しているか			○		
		キャリア教育を実施しているか			○		
		柔道整復師としての社会的責任を果たすうえで卒業後も継続した学習が必須であることを認識するための教育を行っているか (別記例示参照)	○				○
		授業評価を実施しているか		○			
		教育方法について、特色ある取組を行っているか	○				○
	成績評価・単位認定等	成績評価・修了認定基準を明確化し、適切に運用しているか				○	
		学修成果発表会等で達成度を把握しているか				○	
	免許・資格取得の指導体制	柔道整復師国家試験及び認定実技審査のための指導体制はあるか	○			○	
		その他の資格取得について、特色ある取組を行っているか	○				○
	教員・教員組織	資格・要件を備えた教員を確保しているか			○		
企業等と連携し、教員の資質向上への取組を行っているか					○	○	
教員組織について、特色ある取組を行っているか		○				○	
学修成果	免許・資格の取得率	免許・資格取得率の向上が図られているか		○			○
		認定実技審査の合格実績は高い水準にあるか			○		○
		柔道整復師国家試験の合格率は高い水準にあるか			○		○
	就職率	就職率の向上が図られているか		○			○
就職の実績は高い水準にあるか					○	○	
卒業生社会的評価	社会的評価を受けた卒業生の活躍実績があるか			○		○	
	特色ある取組	学修成果の把握について、特色ある取組を行っているか	○			○	
学生支援	学生生活	学生の経済的側面に対する支援体制を整備しているか		○			
		学生の健康管理を行う体制を整備しているか		○			
		学生寮の設置などの生活環境支援体制を整備しているか		○			
		課外活動に対する支援体制を整備しているか		○			
	学生相談	学生相談に関する体制を整備しているか		○			
	中途退学への対応	退学率の低減が図られているか		○			○
		退学率は低い水準にあるか				○	○
	保護者との連携	保護者との連携体制を構築しているか		○			
卒業生・社会人	卒業生への支援体制を整備しているか				○		
	産学連携による卒後の再教育プログラムの開発・実施に取り組んでいるか				○		
	社会人のニーズを踏まえた教育環境を整備しているか				○		
	特色ある取組	学生支援について、特色ある取組を行っているか	○			○	
教育環境	施設・設備等	施設・設備は専修学校設置基準及び柔道整復師学校養成施設指定規則に定める基準に基づき適切に整備されているか		○	○		
	実習・演習・インターシップ等	企業と連携して、実習・演習・インターシップ等の実施体制を整備しているか			○		
		防災・安全管理	防災に対する組織体制を整備し、適切に運用しているか		○		
		学内における安全管理体制を整備し、適切に運用しているか		○			
	特色ある取組	教育環境の整備について、特色ある取組を行っているか	○			○	

柔道整復師養成分野第三者評価基準の評価項目			評価の観点				
大項目	中項目	小項目 (評価の視点)	目標	基準	専門	質	成果
学生の募集と受入れ	学生募集活動	学生募集活動を適切、かつ、効果的に行っているか		○			
	入学選考	入学選考基準を明確化し、適切に運用しているか		○			
		入学選考に関する実績を把握し、授業改善等に活用しているか		○			
	学納金	経費内容に対応し、学納金を算定しているか		○			
入学辞退者に対し授業料等について適正な取り扱いを行っているか			○				
	特色ある取組	学生の募集と受入れについて、特色ある取組を行っているか	○				○
財務	財務基盤	学校及び法人運営の中長期的な財務基盤は安定しているか		○			
		学校及び法人運営にかかる主要な財務数値に関する財務分析を行っているか		○			
	予算・収支計画	予算及び執行計画に基づき適正に執行管理を行っているか		○			
	監査・財務情報の公開	私立学校法及び寄附行為に基づき適切に監査を実施し、財務情報を公開しているか		○			
	特色ある取組	財務運営について、特色ある取組を行っているか	○				○
内部質保証	関係法令、設置基準等の遵守	法令や専修学校設置基準等を遵守し、適正な学校運営を行っているか		○			○
		職業実践専門課程の認定要件を満たし、適正な教育運営を行っているか			○	○	
	学校評価	自己点検・評価の実施体制を整備し、評価を行い、結果を公表しているか		○			○
		学校関係者評価の実施体制を整備し、評価を行い、結果を公表しているか		○			○
		学校評価結果を改善に繋げるシステムを確立しているか		○			○
学校評価に基づく改善活動は成果を上げているか					○	○	
教育情報の公開	教育情報に関する情報公開を積極的に行っているか		○			○	
社会貢献・地域貢献	社会貢献・地域貢献	学校の教育資源を活用した社会貢献、地域貢献等を行っているか			○		
	ボランティア活動	学生のボランティア活動を奨励し、具体的な活動支援を行っているか			○		
	特色ある取組	社会貢献・地域貢献について、特色ある取組を行っているか	○				○
教育目標として設定した専門技術 (例示)	教育目標として設定した専門技術 (例示)	1 柔道整復術:骨折の整復技術・脱臼の整復技術・軟部組織損傷の初期措置法などの修得	○				○
		2 被覆包帯及び固定包帯術:巻軸包帯での被覆包帯が緩まない包帯・腫脹に対応できる包帯の技術習得・固定包帯は骨折等の整復位をいかに保持するかの研究および技術の習得	○				○
		3 テーピング技術:患部の運動制限・疼痛緩和・血行促進などの研究および技術の習得	○				○
		4 後療法:手技療法 軽擦法・強擦法・叩打法などを用いて自然治癒力を活性化させ損傷の早期回復を図る技術の習得。運動療法 全身運動療法と局所運動療法を併用し機能回復と増進を図る技術の習得。物理療法 電気・光・温熱・冷却・音波などの物理的エネルギーを使用して、生体機能の正常化および恒常性維持機能を高める研究および技術の習得	○				○
		5 鑑別技術(ボディナビゲーション体表解剖を含む):外見上の症状では判断できない症状を各種検査法で鑑別する技術の習得。臨床実習にて治療方針を決め、治療し、評価する技術の習得。	○				○
		6 医療面接:信頼関係の構築の仕方、主訴、現病歴の確認など	○				○
		7 リスク管理:フォルクマン拘縮などの後遺症へのリスク管理。整復・固定・後療法・自己管理などに対する指導管理	○				○
生涯学習の意欲醸成に関する評価項目 (例示)	生涯学習の意欲醸成に関する評価項目 (例示)	1 生涯学習の重要性を現場で活躍する柔道整復師などから聞く機会を設けているか	○				○
		2 卒業研修等の生涯学習プログラムに在学中から参加する機会を提供しているか	○				○
		3 「卒業臨床研修制度」をはじめとする生涯学習に対する意欲を醸成するための教育を体系的に行うよう努めているか	○				○

【評価の観点の説明】

目標	自己目標として、学生の学修成果を中心とした目的・目標を設定しているか
基準	専修学校設置基準、柔道整復師学校養成施設指定規則に定める基準及び専門学校に必要な基本的な事項を満たしているか
専門	職業実践専門課程の認定要件及び専門分野に必要な基本的な事項を満たしているか
質	内部質保証への取組や手続きが整備され機能しているか
成果	認定課程が目的・目標として設定している学修成果等が達成できているか

【評価区分の色区分別説明】

Should	専門特化した基準・専門技術(A) (質的向上のための基準)
Must	// ・専門技術(B) (基本的基準となる項目)
Must	共通する基準-2 (専門性も含む基準)
Must	共通する基準-1 (基本的基準となる項目。評価研究機構の基準と同一基準)

平成 27 年度第三者評価モデル事業実施計画書

1 第三者評価モデル事業の目的

- ① 柔道整復師養成分野第三者評価基準(素案)に基づいてモデル実施し、評価基準項目、書類様式及び証拠資料等について問題点等を点検する。
- ② 柔道整復師養成分野第三者評価システムに基づいてモデル実施し、評価員の構成や評価のステップ等に関する実務的課題を点検する。
- ③ 柔道整復師養成分野における第三者評価のモデル実施を通じて評価機関の運営システムや学校の受審体制の指導方法等に関する実務的課題を点検する。

2 モデル事業の実施体制

私立専門学校等評価研究機構と次の柔道整復師関係 4 団体が協力してモデル実施機関を設置し、第三者評価モデル事業を実施する。

- ・柔道整復研修試験財団
- ・全国柔道整復学校協会
- ・日本柔道整復師会
- ・日本柔道整復接骨医学会

3 モデル事業の実施方法

柔道整復師養成課程を置く専門学校を対象に、柔道整復師養成分野第三者評価基準(素案)を適用し、柔道整復師養成分野第三者評価システムに定める方法によりモデル事業を実施する。

4 モデル評価実施校の選定

- ① モデル評価を実施する学校数については、文部科学省の来年度予算の動向等を踏まえて決定する
- ② モデル評価を実施する学校は、柔道整復師関係 4 団体が候補校を選定する。

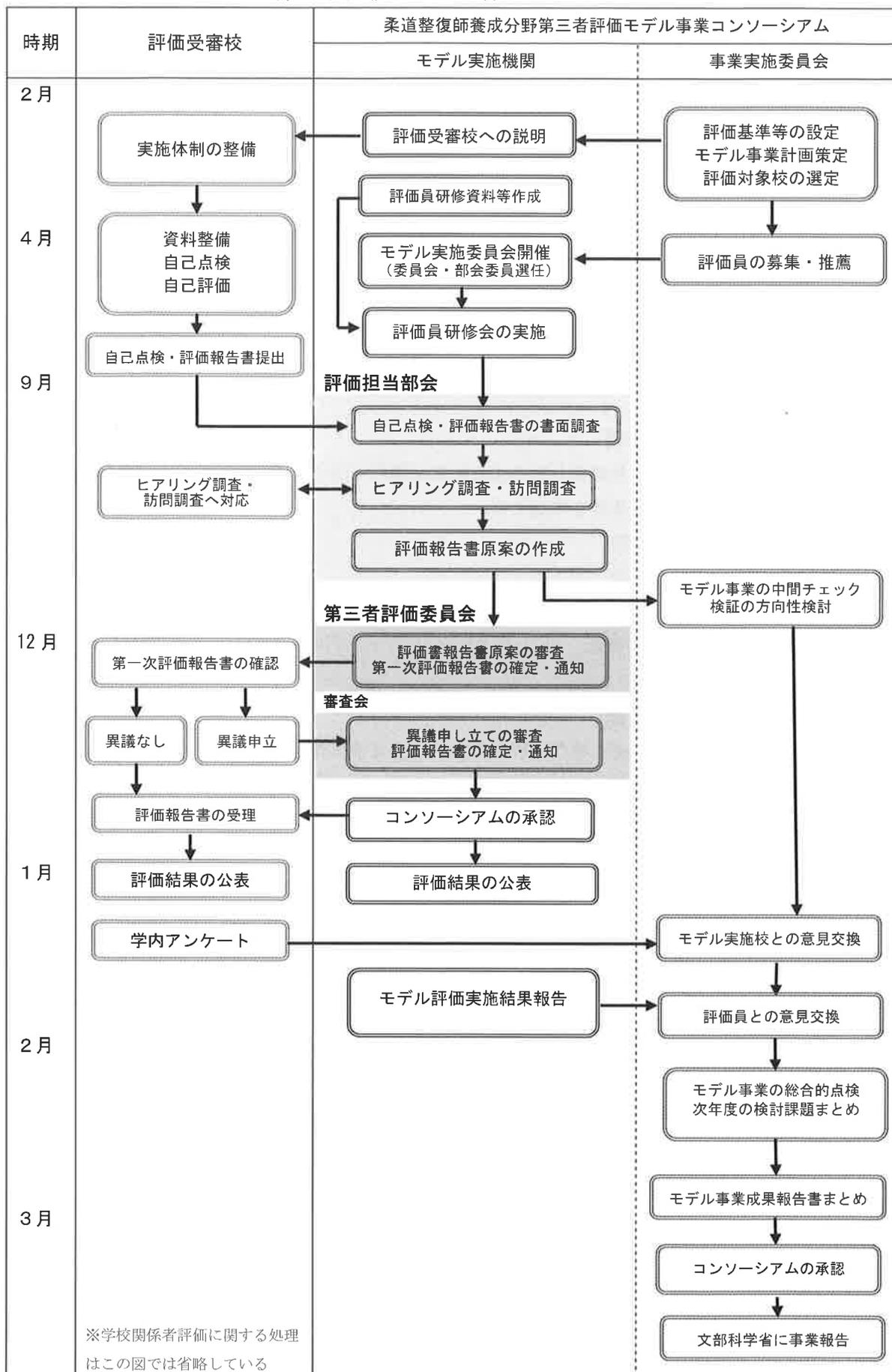
5 第三者評価モデル事業のスケジュール

別記スケジュール図のとおり

6 その他

モデル評価事業の運営経費、評価員に対する報酬等については、平成 27 年度文部科学省の委託経費に基づいて決定する。

以上



職業実践専門課程・柔道整復師養成分野第三者評価モデル事業

柔道整復師養成分野第三者評価実施要項

平成 27 年 3 月

はじめに

この要項は、柔道整復師養成プログラムに係る第三者評価システムの構築コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）が平成 27 年度に実施する柔道整復師養成分野の専門学校（以下「柔道整復師養成校」という。）を対象として実施する第三者評価のモデル事業（以下「モデル事業」という。）の手順を示したものです。

モデル事業は、「柔道整復師養成分野第三者評価基準」（以下「評価基準」という。）によって実施します。

また、モデル事業の運営方法や実施スケジュールなどは、これまで特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構（以下「機構」という。）が実施した第三者評価の経験を踏まえ、かつ、適切な評価が実施できるよう評価対象校の状況も考慮しながら計画いたしました。

今回のモデル事業は、上記評価基準に基づき、評価を受審する柔道整復師養成校（以下「評価受審校」という。）が自ら点検し、作成した所定の「自己点検・評価報告書」に基づき行います。

評価結果は、コンソーシアムの成果報告書として公表しますが、評価受審校が自ら公表することによって、当該学校の教育活動への理解と信頼の向上が期待されています。

専門学校が行う実践的な職業教育に特徴的な評価の観点に柔道整復師の養成分野に特徴的な評価の観点を加え、評価受審校の卒業生が活躍する職種等において、いま求められている人材像や必要とされている知識・技術、技能がその学校の教育内容に、的確に反映されているかを重要視して評価を行います。

モデル事業は、職業実践専門課程の教育の質の保証と向上を目指すものですが、このような実践的な職業教育ならではの評価の基準を打ち立てることで、専門学校教育の強みをより社会に明示する機会でもあると考えています。

モデル事業の実施にあたり、改めてモデル事業の意義や目的をご理解の上、評価受審校をはじめ、評価委員など多くの関係者の皆様が参加されるよう期待しています。

平成 27 年 3 月

I 第三者評価の目的と基本方針等

1 第三者評価事業の目的

- (1) 柔道整復師養成校の教育の質・水準の明確化
- (2) 柔道整復師養成校の教育の質・内容の向上
- (3) 柔道整復師養成校の社会的認知の向上
- (4) 柔道整復師養成校のステークホルダーとの協同関係の向上
- (5) 柔道整復師養成校選択への利便性提供

2 評価基本方針

- (1) 「柔道整復師養成分野第三者評価基準」に基づく評価
- (2) 自己点検・評価に基づき、かつ、参照資料として提出された資料を重視する評価
- (3) 柔道整復師など外部者も含む評価
- (4) 透明性・公開性の高い評価

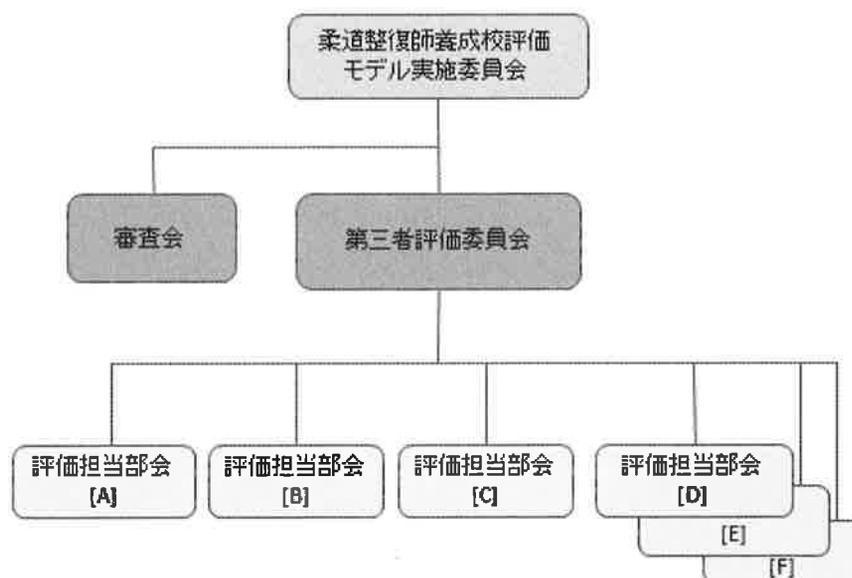
3 評価の対象となるモデル学校の要件

平成 27 年 4 月に、完成後（設置している課程、学科の卒業年次に達してから）1 年以上経過している学校を評価の対象とします。

なお、評価の対象となった学校に完成していない学科や募集停止後学生・生徒が在籍している学科がある場合は、当該学科も評価の対象とします。

例：修業年限 3 年の学科を設置している場合、平成 23（2011）年 4 月以前に開設した専門学校を対象とします。

II 評価の実施体制



1 実施委員会

第三者評価事業の運営全般を担当し、柔道整復師関係団体等から選任する委員 6 名で構成します。

2 第三者評価委員会

教育についての専門家・学識者1名、専門学校関係者(理事長、校長)1名、柔道整復師団体関係者1名の計3名で構成することをし、委員の選任は実施委員会で行います。

3 評価担当部会

教育についての専門家・学識者1名、柔道整復師養成校の教職員(事務局長又は柔道整復師学科の学科長以上)2名、柔道整復師2名、公認会計士1名の計6名の評価委員で構成します。評価委員の選任は実施委員会で行います。

4 審査会

実施委員会が選任した3名(実施委員会、第三者評価委員会、評価担当部会の各委員は対象外)で構成します。

5 評価者バンクにおける研修の実施

第三者評価事業を円滑に進めるために、柔道整復師養成校、関係団体等に推薦を依頼し、評価者バンクに評価者候補として登録します。登録者に対しては研修を実施し、第三者評価モデル事業に関する知識習得や評価実務の訓練を行い、実際の評価に備えることにしています。

6 評価委員の守秘義務等

評価委員は「第三者評価における守秘義務に関する規程」に基づき、業務上知り得た情報及び評価内容に係るいかなる情報も他に漏らしてはならないことになっています。また、評価委員は利害関係のある柔道整復師養成校の第三者評価には従事できません。

III 評価基準と評価結果

1 評価基準

評価の基準は「柔道整復師養成分野第三者評価基準」を適用して行います。

2 評価基準設定の考え方

- (1) 関連法令や設置基準をクリアしているか
- (2) 一般に高等教育に求められる事項や水準を満たしているか
- (3) 教育内容、教育活動等が専門分野の関連する業界や職種における人材要件(知識・技術・人間性)に基づくものであるか

3 評価基準の構成

基準1～10(大項目)及び点検項目37(中項目)小項目(評価の観点)の構成になっています。大項目及び中項目は次ページのとおりです。

評価の単位は中項目毎に基準を満たしているか否かを行いますが、評価を行う上でのポイントとなる具体的な事項を小項目(評価の視点)として設け評価を行います。

柔道整復師養成分野 第三者評価基準一覧(素案Ver.2.0)

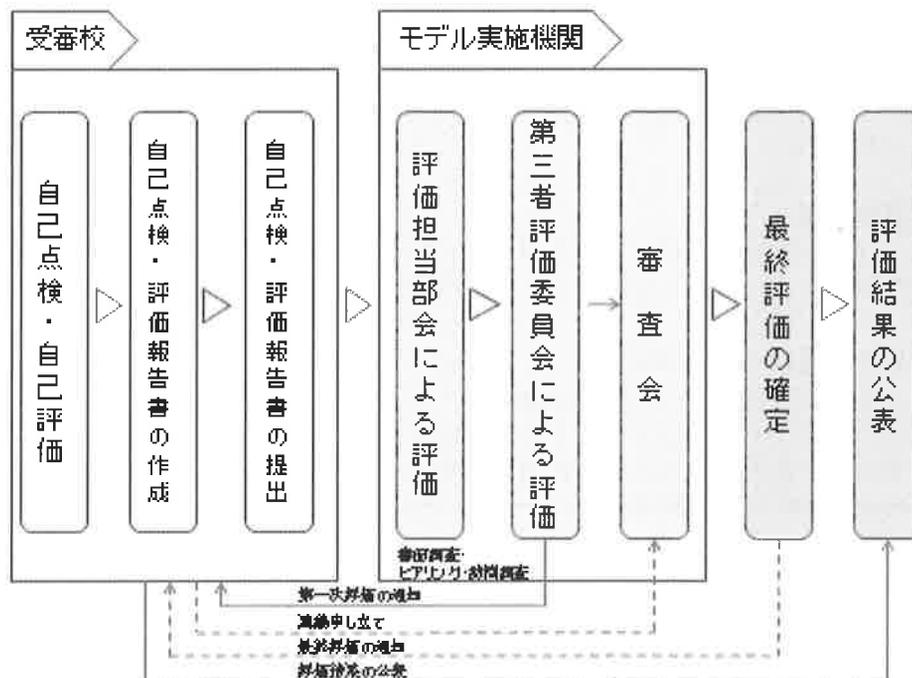
1/2

柔道整復師養成分野第三者評価基準の評価項目			評価の観点				
大項目	中項目	小項目 (評価の視点)	目標	基準	専門	質	成果
教育理念・目的・育成人材像	理念・目的・育成人材像	理念・目的・育成人材像は定められているか		○			
		育成人材像は専門分野に関連する業界等の人材ニーズに適合しているか			○		
		社会のニーズ等を踏まえた将来構想を掲げているか			○		
学校運営	運営方針・事業計画	理念等を達成するための運営方針と事業計画を定めているか		○			
	運営組織	学校運営組織を適切に整備しているか		○			
		人事・給与に関する制度を整備しているか		○			
特色ある取組	学校運営について、特色ある取組を行っているか	○			○		
教育活動	目標の設定	理念等に沿った教育課程の編成方針、実施方針を定めているか		○			
		修業年限3年で柔道整復師国家試験を合格できるように目標設定されているか	○		○		
		業界等の人材ニーズに対応した特色ある達成目標を設定しているか(別記例示参照)	○			○	
	教育方法・評価等	柔道整復師国家試験受験に必要な教育課程を編成しているか	○		○		
		教育課程編成委員会を設置し、外部の意見を教育課程に反映しているか			○		
		キャリア教育を実施しているか			○		
		柔道整復師としての社会的責任を果たすうえで卒業後も継続した学習が必須であることを認識するための教育を行っているか(別記例示参照)	○			○	
		授業評価を実施しているか		○			
	教育方法について、特色ある取組を行っているか	○				○	
	成績評価・単位認定等	成績評価・修学認定基準を明確化し、適切に運用しているか			○		
		学修成果発表会等で達成度を把握しているか			○		
	免許・資格取得の指導体制	柔道整復師国家試験及び認定実技審査のための指導体制はあるか	○		○		
その他の資格取得について、特色ある取組を行っているか		○				○	
教員・教員組織	資格・要件を備えた教員を確保しているか			○			
	企業等と連携し、教員の資質向上への取組を行っているか			○	○		
	教員組織について、特色ある取組を行っているか	○				○	
学修成果	免許・資格の取得率	免許・資格取得率の向上が図られているか		○			○
		認定実技審査の合格実績は高い水準にあるか		○			○
		柔道整復師国家試験の合格率は高い水準にあるか		○			○
	就職率	就職率の向上が図られているか		○			○
就職の実績は高い水準にあるか				○		○	
卒業生社会的評価	社会的評価を受けた卒業生の活躍実績があるか			○		○	
特色ある取組	学修成果の把握について、特色ある取組を行っているか	○				○	
学生支援	学生生活	学生の経済的側面に対する支援体制を整備しているか		○			
		学生の健康管理を行う体制を整備しているか		○			
		学生寮の設置などの生活環境支援体制を整備しているか		○			
	学生相談	課外活動に対する支援体制を整備しているか		○			
	中途退学への対応	学生相談に関する体制を整備しているか		○			
		退学率の低減が図られているか		○			○
	保護者との連携	退学率は低い水準にあるか			○		○
		保護者との連携体制を構築しているか		○			
卒業生・社会人	卒業生への支援体制を整備しているか			○			
	産学連携による卒業生の再教育プログラムの開発・実施に取り組んでいるか			○			
	社会人のニーズを踏まえた教育環境を整備しているか			○			
特色ある取組	学生支援について、特色ある取組を行っているか	○				○	
教育環境	施設・設備等	施設・設備は専修学校設置基準及び柔道整復師学校養成施設指定規則に定める基準に基づき適切に整備されているか		○	○		
		企業と連携して、実習・演習、インターンシップ等の実施体制を整備しているか			○		
	防災・安全管理	防災に対する組織体制を整備し、適切に運用しているか		○			
		学内における安全管理体制を整備し、適切に運用しているか		○			
特色ある取組	教育環境の整備について、特色ある取組を行っているか	○				○	

4 評価の最終表現

- (1) 10の大項目毎に概観や特徴について総合コメントを示し、大項目内の中項目の評価の概観や特徴を記述し、中項目を見ていく上でガイドの役割を果たします。
- (2) 37の中項目ごとに次の2点に関するコメントを記述します。
 - ① 特長として評価する点
 - ② 更なる向上を期待する点

IV 評価のステップ



1 評価担当部会による評価

評価受審校毎に設置した評価担当部会は、最初に評価を担当し第三者評価報告書の原案を作成します。評価は以下の3つの方法で行います。

(1) 書面審査

部会委員が自己点検・評価報告書の記述内容、参照資料を精査します。具体的には、小項目毎の観点やチェック項目に沿って中項目ごとの記述内容と参照資料により確認することにより、記述内容の不明点、不足資料、確認を要する点などを整理し明確にします。

(2) ヒアリング調査

部会委員は機構が指定した場所で、評価受審校関係者に対して、書面調査時における不明点などの確認、不足する資料の有無や再提示の依頼、評価書の記述を裏付ける調査などを行います。

(3) 訪問調査

評価項目のうち、評価受審校において確認を要する内容については、部会委員が学校に出向き、関係者との意見交換等を通じて調査・確認します。

評価受審校側の出席者は、学校長のほか学科長、自己点検・評価の責任者など機構からの質問に対して責任を持って回答することができる教職員に参加をお願いします。

また、評価受審校と実施日・場所を調整の上、評価受審校関係者が同席しない場において、学生に対するインタビューを実施します。

以上の調査を踏まえ、37項目の点検項目(中項目)の評価と総評についての担当部会のコメントを内容とした評価書原案を作成し、第三者評価委員会に提出します。

2 第三者評価委員会による評価

評価受審校の作成した自己点検・評価報告書及び参照資料と評価担当部会の評価とその内容を記した評価原案に対し、担当部会の評価の妥当性、論理性、公平性などを検討し、問題点があれば、担当部会に確認や追加説明などを求めます。その上で、機構としての第一次評価を確定し、学校に通知します。

3 評価受審校による異議申し立て

機構から通知を受けた評価受審校は、評価の内容について確認し、点検項目の評価結果について、不服があるときは、その根拠と関連する資料などを提示し、異議を申し立てることができます。

4 審査会の最終評価

審査会は、評価受審校から提出された異議の内容を、自己点検・評価報告書、機構による第一次評価と照らし合わせて審査し、最終的な評価を確定します。

5 評価受審校への通知と結果の公表

審査会による最終評価は、学校側に通知します。学校は、これを書面による閲覧やホームページへの掲載などの方法で公表しなければなりません。

機構は評価結果を報告書にまとめ、報道機関等へ発表するとともに機構ホームページへ掲載するなど一般に公表します。

V 評価費用

評価受審校と協定を締結し、第三者評価の実施に関する経費は受託経費で負担いたします。ただし、経費は、文部科学省が示す委託事業要綱等の範囲とします。

VI 評価スケジュール

評価受審校への説明	平成27年3月
自己点検・評価報告書提出期限	平成27年8月31日(月)
評価担当部会による評価	平成27年9月から11月
第三者評価委員会による評価	平成27年12月
評価受審校への通知	第一次評価決定後直ちに通知
評価受審校による異議申し立て	第一次評価通知後2週間以内
審査会の最終評価	平成27年12月末日までに完了

職業実践専門課程・柔道整復師養成分野第三者評価モデル事業 自己点検・評価報告書作成要領

本要領は、柔道整復師養成プログラムに係る第三者評価システムコンソーシアムが平成26年度に策定した「第三者評価システム」及び「モデル事業計画」に基づいて実施する第三者評価を受審する学校が行う「自己点検・評価」の手順と「自己点検・評価報告書」の作成要領について記載したものです。

「自己点検・評価」は、各学校が定めた基準に基づき実施するものですが、第三者評価モデル実施においての自己点検・評価は、「柔道整復師養成分野における第三者評価基準 Ver. 2.0」（以下「評価基準」という。）によって、実施していただきます。具体的には、評価基準の中項目毎に、小項目（評価の視点）の内容に沿って自己点検・評価を行っていただきます。

今回、提出していただく「自己点検・評価報告書」は、第三者評価の基礎となるもので、記述にあたっては、当事者のみが理解できる表現・文言や抽象的な表現を避け、専門学校関係者でなくとも十分理解できよう具体的に平明な記述をお願いします。また、評価項目に対する取組には、評価結果の活用、改善への取組も必ず記述してください。

記述内容の確認、学校をより理解するためには、「自己点検・評価書の記述の根拠となる資料やデータ等」以外であっても、記載内容を実証し、報告内容の理解を促進するために必要な資料等は、積極的に提示、提出していただくことが適切に評価を行う上で重要です。

「自己点検・評価報告書」の提出後、記載内容の不明な部分や記述が不十分な部分については修正や加筆をお願いすることがあります。

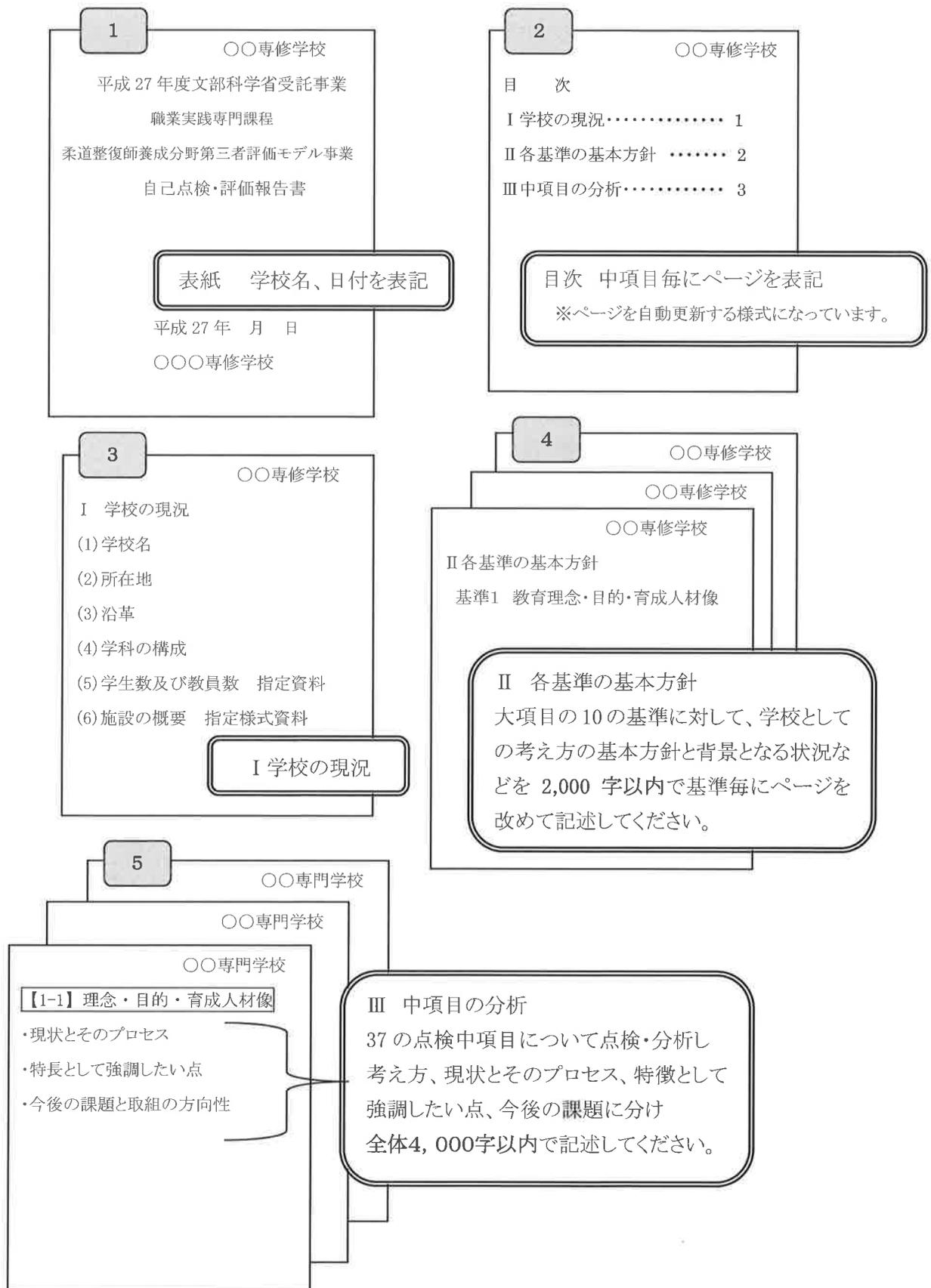
また、記載内容を確認するために資料の追加提出をしていただくことがありますので、予めご了解願います。

平成27年3月

目 次

【1】	自己点検・評価報告書の構成	1
【2】	自己点検・評価と報告書作成のプロセス	2
	Ⅰ. 学校の現況の記載	2
	Ⅱ. 各基準の基本方針	2
	Ⅲ. 点検中項目ごとの分析と記述	2
	1. 中項目毎の分析・自己点検・評価の記述	2
	2. 上記記述内容を確認する参照資料の名称と資料番号を記述	2
	Ⅳ. 自己点検・評価報告書のチェックポイント	2
	Ⅴ. 参照資料の取りまとめ・作成	2
	Ⅵ. 自己点検・評価報告書の提出	2
【3】	自己点検・評価報告書の記述要領	3
【4】	様式毎の記載方法	3
	Ⅰ. 学校の現況	3
	Ⅱ. 各基準の基本方針	4
	Ⅲ. 評価項目(中項目)の分析	5
	Ⅳ. 参照資料集の作成要領	6
【5】	自己点検・評価報告書の提出	6
	Ⅰ. 提出方法	6
	Ⅱ. 提出期限	6
	Ⅲ. 提出先	6
	Ⅳ. その他	6
【6】	指定様式(学生数及び教員数内訳表)	7
【7】	指定様式(施設の概要)	8
【8】	指定様式(就職状況一覧)	9
【9】	指定様式(資格取得状況一覧)	10
【10】	指定様式(退学状況一覧)	11
【11】	指定様式(教員名簿)	12

【1】自己点検・評価報告書の構成



【2】自己点検・評価と報告書作成のプロセス

I. 学校の現況の記載

学校の名称、所在地、沿革、学科構成、学生数及び教員数、施設の概要を記述。

※学生数・教員数、施設の概要については、指定様式に記述し別紙参照資料集に綴ってください。



II. 各基準の基本方針

「基準書」1～10の基準に対して、学校の基本方針を記述。



III. 点検中項目ごとの分析と記述

「基準書」1～10の基準に対応する37の中項目毎に点検・分析し、自己評価を記述。

1. 中項目毎の分析・自己点検・評価の記述

- i)現状とそのプロセス
- ii)特長として強調したい点
- iii)今後の課題と取組の方向性

2. 上記記述内容を確認する参照資料の名称と資料番号を記述



IV. 自己点検・評価報告書のチェックポイント

- 1 関係法令や自校の規程ルールを遵守・適用・運用した記述になっているか
- 2 実績等のデータを活用した実証的な記述になっているか
- 3 過度に重複した記述はないか
- 4 記述内容に矛盾(例えば大項目の記述と中項目毎の記述)はないか
- 5 くどい言い回しを避け、簡潔で、率直で、誰でも理解できる記述になっているか
- 6 実証する資料に基づき、具体的に、改善への取組を意識した記述になっているか



V. 参照資料の取りまとめ・作成

中項目分析における参照資料・データを別に綴り、参照資料集を作成。



VI. 自己点検・評価報告書の提出

【3】自己点検・評価報告書の記述要領

「自己点検・評価報告書」の様式は、配付したCD-Rに収録しているファイル様式を使用して作成してください。使用する文字のポイント、ページ番号は、以下のとおりです。

- (1) 「自己点検・評価報告書」は、A4 縦長で使用し、横書きで記述してください。
- (2) 原則として、以下の文字種を使用してください。
日本語は明朝体で全角 英数字は明朝体で半角
- (3) 原則として、文字の大きさは 10.5ポイントを使用。
- (4) 「学校の現況」のページ以降、中央下に通し番号(ページ番号)を付けてください。
- (5) 各ページの右上に学校名を記載してください。(表紙は除く)

記述は「です・ます調」ではなく、「である調」で書いてください。

【4】様式毎の記載方法

I. 学校の現況

I 学校の現況

- (1) 学校名及び設置者(学校法人名・代表者)
- (2) 所在地及び認可年月日(所轄庁名)
- (3) 沿革
- (4) 課程・学科の構成(平成 27 年 4 月 1 日現在)
- (5) 学生数及び教員数

※学科毎に記述

	学生数	専任教員数	非常勤教員数
平成 27 年 5 月 1 日現在			
平成 26 年 5 月 1 日現在			
平成 25 年 5 月 1 日現在			

- (6) 施設の概要

設立から課程・学科の設置経過など、概要を記述してください。

調査時点は、学校基本調査の毎年 5 月 1 日現在です。調査票の写しを必ず添付してください。

別途指定様式に記入してください。
指定様式は配付のCD-R に収納してあります。

II. 各基準の基本方針

〇〇〇〇専修学校

II. 各基準の基本方針

基準 1 教育理念・目的・育人人材像等

学校としての基本方針、達成しようとしている目標、取組内容や背景となる状況などについて

1～10 の基準大項目の各点検中項目に沿って記述してください。

記述方法は自由ですが、適宜項目立て、簡条書きなど分かりやすく記述してください。

字数は 2,000 字以内です。

ここでは、学校の考え方を総括的に記述するもので、第三者評価を進めていく上で、評価者が学校の内容を理解し、分析・評価するために重要な記述です。

学校組織の意思表示として、学校経営の責任者自らによるか、全面的な関与のもとに記述してください。

注) 後述の中項目との矛盾した記述にならないよう注意してください。

以下同様に、基準 1～10 毎に記述

III. 評価項目(中項目)の分析

基準 1～10 の 37 の項目毎に記述。

〇〇〇〇専門学校

III. 評価項目の分析

基準 1 教育理念・目的・育成人材像等

評価項目【1-1】理念・目的・育成人材像は定められているか

・現状とそのプロセス

字数は 2,000 字以内

データ名 (出典〇〇)
根拠となる資料・データ等は、状況説明などとの関係が容易に確認できる位置に記載し、出典を必ず明記すること。

・特長として強調したい点

字数は 1,000 字以内

・今後の課題と取組の方向性

1.

字数は 1,000字以内

学校が具体的な目標や計画を設定している場合、その内容を明らかにし、自己評価に目標等の達成状況を反映させることによって、学校の取組の特徴をうまく表現できます。

参照資料欄

根拠となる資料・データ等、上記に記載しない資料は、資料名をこの欄に記述し、参照資料集に綴ってください。

記述が具体的でない表現(例示)

- ・多くの成果をあげ、高い評価を受けている。
- ・理念、目的は教職員に周知され、広く公表されている。
- ・満足度が高い。授業評価を踏まえ改善している。

「専門学校等評価基準書」の小項目、評価の視点に沿って分析し記述してください。

現状は、取組や活動内容等の客観的事実を具体的に記述し、必要に応じて、現在に至る経緯や過去の状況も含めるなど根拠となる資料やデータなどを示して、具体的に記述してください。

中項目について学校が設定している目標や到達点、社会環境の変化などにより「今後の課題」、「取組の方向性」として認識する点について記述してください。

IV. 参照資料集の作成要領

参照資料集は、点検中項目の観点やチェックリストに基づき、現状分析を行う際に必要となる資料や記述内容を確認するために必要な資料・データを集めて綴り作成するものです。

別紙資料に示した一覧は、これまでに実施した第三者評価で評価を受けた学校が提出した資料に評価担当部会から提出を求めた資料等を加えて作成したものです。

これらは例示であり、全ての資料・データ等を要求するものではありませんが、参照資料集は評価を行う上で、学校が記述した内容の根拠を示す重要なものですので、精査の上、作成願います。

(作成上の注意)

参照資料集の作成する際は、1 ページの図にあるように、資料番号の連番を左上につけ、参照資料集としてまとめ、目次をつけて提出してください。参照資料集は別冊で作成してください。

【5】自己点検・評価報告書の提出

I. 提出方法

自己点検・評価報告書は、紙媒体 8 部、電子媒体 1 部を提出してください。紙媒体の自己点検・評価報告書は、両面印刷(表紙の裏は白紙)とします。

根拠となる資料・データについては、参照資料集としてファイルし 8 部提出してください。

電子媒体は、CD-R で提出してください。ケースにタイトル(学校名と「自己点検・評価報告書」)を必ず表示してください。

II. 提出期限

平成 27 年 8 月 31 日(月)必着

III. 提出先

〒151-0053 渋谷区代々木 1-58-1 石山ビル 6F

特定非営利活動法人 私立専門学校等評価研究機構

提出にあたっては、送付資料の箱の表左側に「自己点検・評価報告書在中」と記載してください。

IV. その他

提出した書類に不備がある場合は、再提出または追加提出を求められることがありますので、ご承知おき願います。

資料番号：

【学生数及び教員数内訳表】

課程名	学科名	定員	27.5.1 在籍数	定員 充足率	専任 教員数	兼任 教員数	26.5.1 在籍数	定員 充足率	専任 教員数	兼任 教員数	25.5.1 在籍数	定員 充足率	専任 教員数	兼任 教員数
〇〇医療 専門課程 (昼間部) ※ 4月入学 ※10月入学														
	合計													
(夜間部) ※4月入学 ※10月入学														
	合計													

※ 課程名・学科名は例示です、学校の設置内容に従って適宜記入ください。
 ※ 例示のように新しい年度順にデータを記載する。

【7】指定様式(施設の概要)

【学校の現況(5)施設の概要】

資料番号：

(1) 校地

	基準面積	総面積	専用	共用
校地		m ² (うち借用 m ²)	m ² (うち借用 m ²)	m ² (うち借用 m ²)

内訳

	総面積	専用	共用	備考
校舎敷地面積	m ²	m ²	m ²	
運動場	m ²	m ²	m ²	
その他	m ²	m ²	m ²	

(2) 校舎等

基準面積	総面積	専用	共用	備考
m ²	m ²	m ²	m ²	

内訳

名称	室数	面積	専用	共用	備考
普通教室		m ²	m ²	m ²	
〇〇教室					
演習室					
実習室					
講堂					
保健室					
図書室					
その他					
合計					

(3) その他の施設(学生寮・校外施設等)

名称	総面積	専用	共用	備考
	m ²	m ²	m ²	

※配置図を添付してください。(簡易なもので結構です。)

【8】指定様式(就職状況一覧)

資料番号:

【就職状況一覧】

学科名	項目	平成26年度	平成25年度	平成24年度
	卒業者数(A)			
	就職希望者数(B)			
	就職者数(C)			
	専門分野就職者数(D)			
	全体就職率(%)=C/A			
	希望者就職率(%)=C/B			
	専門就職率(%)=D/C			
	卒業者数(A)			
	就職希望者数(B)			
	就職者数(C)			
	専門分野就職者数(D)			
	全体就職率(%)=C/A			
	希望者就職率(%)=C/B			
	専門就職率(%)=D/C			
	卒業者数(A)			
	就職希望者数(B)			
	就職者数(C)			
	専門分野就職者数(D)			
	全体就職率(%)=C/A			
	希望者就職率(%)=C/B			
	専門就職率(%)=D/C			
合計	卒業者数(A)			
	就職希望者数(B)			
	就職者数(C)			
	専門分野就職者数(D)			
	全体就職率(%)=C/A			
	希望者就職率(%)=C/B			
	専門就職率(%)=D/C			

※ 例示のように新しい年度順にデータを記入してください。

【9】指定様式(資格取得状況一覧)

資料番号:

【資格取得状況一覧】

資格名称 (関連学科名)	項目	平成26年度	平成25年度	平成24年度
(○○○○学科)	受験者数(A)			
	合格者数(B)			
	合格率(=B/A)			
	参考:全国平均値			
(○○○○学科)	受験者数(A)			
	合格者数(B)			
	合格率(=B/A)			
	参考:全国平均値			
(○○○○学科)	受験者数(A)			
	合格者数(B)			
	合格率(=B/A)			
	参考:全国平均値			
(○○○○学科)	受験者数(A)			
	合格者数(B)			
	合格率(=B/A)			
	参考:全国平均値			
(○○○○学科)	受験者数(A)			
	合格者数(B)			
	合格率(=B/A)			
	参考:全国平均値			

※ 例示のように新しい年度順にデータを記入してください。

資料番号:

【退学状況一覧】

学科名	区分	平成26年度			平成25年度			平成24年度		
		在校生数	退学者数	退学率	在校生数	退学者数	退学率	在校生数	退学者数	退学率
	1年生									
	2年生									
	計									
	1年生									
	2年生									
	3年生									
	4年生									
	計									
	1年生									
	2年生									
	計									
合計										

評価担当部会業務の概要

1 第三者評価事業における役割

評価受審校が提出した自己点検・評価報告書、参照資料等に基づく書面調査、ヒアリング調査及び訪問調査を実施して、評価担当部会としての評価を行い、第三者評価書原案を作成し、第三者評価委員会に提出します。第三者評価委員会は内容を審査し、第一次評価を決定し、評価受審校に通知します。

2 部会構成員（6名）

教育に関する専門家又は学識者（1名）、柔道整復師養成校の教職員（事務局長又は柔道整復師学科の学科長以上）（2名）、柔道整復師（2名）、公認会計士（1名）委員の中から部会長（通常は学識経験者）を選任します。

3 部会評価業務の内容

① 書面調査

自己点検・評価報告書の記述内容を参照資料等で確認し、不明な点、追加提出を求める資料、確認を要する事項などを抽出し、評価受審校に連絡します。

② ヒアリング調査

機構が指定した場所で、事前連絡に基づき、不明な点や不足資料の確認を行います。

③ 訪問調査

評価項目のうち、実地に確認を要する事項について、評価受審校を訪問し、学校関係者の立会いのもとで調査・確認します。また、学生に対するインタビューの機会を設けます。

④ 第三者評価原案の作成

①～③の調査結果に基づき、評価項目（37項目）の評価と基準項目（10項目）に関する総合コメントを記述した第三者評価原案を作成し、第三者評価委員会に提出します。

4 実施時期及び業務量（予定）

No.	業務区分	業務内容	業務態様	実施時期	業務量
1	ミーティング	評価方針等協議	会議	27年 9月 ↓ 27年 11月	2時間
2	書面調査	自己点検・評価報告書審査 疑問点等抽出	書類審査 分析・判断		6時間 (2h×3回)
3	ヒアリング調査	疑問点の確認	ヒアリング		2時間
4	訪問調査	施設等の確認・学生インタビュー	視察・インタビュー		2時間
5	原案作成	評価の決定 コメント作成	会議 文書作成		4時間 (2h×2回)
6	第三者評価委員会	委員会説明等	会議等		2時間
計	＊延べ実日数7～8日（1日当たり約2時間程度） ＊ヒアリング調査及び訪問調査は同日に行うことがあります。 ＊部会における評価は協議の上、決定します。 ＊1及び6は、原則、部会長のみの出席				18時間 (2h×9回)

5 謝礼・その他

① 謝礼 1回当たり（未定）、旅費定額（未定）

② 評価業務研修会（2時間程度）を7～8月に開催します。（内容は別途案内）

③ 事務局が書類審査や関連データのチェック、評価担当部会の会議資料作成、評価原案の素案作成などを行い業務の円滑な推進を図ります。

私立専門学校等評価研究機構
第三者評価における守秘義務に関する規程

平成21年11月30日制定

第1条 特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構（以下「機構」という。）が実施する第三者評価（以下「第三者評価」という。）に従事する評価者は、第三者評価の目的及び意義を十分に理解し、専門学校等教育の充実向上に貢献することを使命とし、公正誠実に評価活動に従事しなければならない。

第2条 本規程において評価者とは、以下の各号に該当するものをいう。

- (1) 第三者評価に従事するすべての委員会の委員及び評価スタッフ
- (2) 異議申し立てにかかる審査会の委員

第3条 評価者が評価活動を通じて収集した情報は、第三者評価以外の目的に使用してはならない。

第4条 評価者は、第三者評価申請校が提出又は閲覧に供した資料及び訪問調査その他の評価活動を通じて得られた情報を漏洩してはならない。なお、この守秘義務は、評価活動の終了後も継続するものとする。

2 前項の義務は、次の各号については適用されないものとする。

- (1) 評価者が第2条第1項各号の委員等として委嘱されているという事実
- (2) 公表を前提として機構が作成した刊行物その他の資料
- (3) 当該年度の第三者評価結果が機構から公表された後における当該年度の第三者評価に従事したすべての評価者の氏名

第5条 評価者は、機構事務局から送付された第三者評価に関する資料を、評価活動終了後すみやかに機構事務局に返却しなければならない。

第6条 機構は、第三者評価申請校が提出した資料について、次回以降の第三者評価のために1部保存するほかは、外部に漏洩することのないよう適切な方法で処分するものとする。

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構 個人情報の保護に関する規程

平成21年11月30日制定

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律施行令に基づき、特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構（以下「機構」という。）における個人情報の取り扱いに関する基本的事項を定め、機構の業務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益及びプライバシーの保護に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本規程における用語の定義は、以下の各号のとおりとする。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) 個人データ

特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの、又は特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるものをいう。

(3) 保有個人データ

開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの、又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

(責 務)

第3条 機構は、個人情報保護の重要性を十分に認識し、個人情報の取り扱いに伴う個人の権利や利益の侵害の防止に関し、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 機構の役員及び職員並びに機構の業務に従事している者は、この規程及び規程と関連する機構の他の規程等並びに関係法令を遵守するとともに、職務上知り得た個人情報を漏洩し、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いたときも同様とする。

(管理責任者)

第4条 個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、管理責任者を置く。

2 管理責任者は、事務局長をもって充て、個人情報保護のための業務について、総合的責任と権限を有する。

第2章 個人情報の収集及び利用

(利用目的の特定)

第5条 機構は、個人情報を取り扱うに当たっては、当機構の業務の遂行上必要な範囲内で、その利用目的を可能な限り特定しなければならない。

- 2 機構は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。この場合において、相当の関連性の有無の判断は、管理責任者が行うものとする。

(収集の制限)

第6条 個人情報の取得は、適正かつ公正な手段により行わなければならない。

- 2 個人情報は、次に掲げる場合を除き、本人から直接取得するものとする。
 - (1) 本人に同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要があるとき。
 - (5) その他本人以外の者から収集することに、相当の理由があるとき。

(利用目的の通知等)

第7条 機構は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、すみやかにその利用目的を本人に通知し、または公表しなければならない。

- 2 機構は、利用目的を変更した場合、変更された利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、または公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより機構の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合。
 - (3) 国等の機関が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

(利用及び提供の制限)

第8条 収集した個人情報は、定められた目的以外の目的に利用し、または提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

- (1) 法令に基づいて利用し、又は提供するとき。
- (2) 本人の同意に基づいて利用し、又は提供するとき及び本人に提供するとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
- (4) その他利用し、又は提供することに相当の理由があるとき。

第3章 個人情報の管理

(個人データの適正管理)

第9条 個人データは、定められた目的の範囲内で、常に正確、安全かつ最新のものとして保有されなければならない。

2 個人データは、漏洩、毀損、改ざん、滅失の防止その他適切な管理を行うために必要な措置が講じられなければならない。

3 不必要となった個人データは、確実かつ迅速に廃棄又は消去されなければならない。

(取り扱い等の委託)

第10条 機構は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取り扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 前項の場合においては、当該委託に係る契約書等に、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、委託の内容または性質により、記載する必要がないと認められる事項については、この限りでない。

(1) 委託先において、その従業者に対し当該個人データの取扱いを通じて知り得た個人データを漏らし、または盗用してはならないこと。

(2) 当該個人データの再委託を行うに当たっては、機構にその旨を文書をもって報告すること。

(3) 委託契約期間

(4) 利用目的達成後の個人データの返却又は委託先における廃棄若しくは削除を適切かつ確実に行うこと。

(5) 委託先における個人データの加工（委託契約の範囲内のものを除く。）、改ざん等の禁止または制限

(6) 委託先における個人データ情報の複写または複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするもの等委託契約範囲内のものを除く。）の禁止

(7) 委託先において個人データ漏洩等の事故が発生した場合における機構への報告義務

(8) 委託先において個人データの漏洩等の事故が発生した場合における委託先の責任

第4章 個人情報の開示、訂正および利用停止

(利用目的の通知の請求)

第11条 個人情報の本人から、保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、郵便、電話、電子メールなどにより速やかに通知する。

2 前項で利用目的を通知しない旨を決定したときは、すみやかに個人情報の本人にその旨を通知する。

(情報の開示の請求)

第12条 個人情報の本人から、保有個人データの開示を求められた場合は、本人であることを確認したうえで、次の場合を除き当該保有個人データを書面又は本人の同意する方法により開示する。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産等の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 機構の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

2 前項で開示しない旨を決定したときは、すみやかに個人情報の本人にその旨を説明する。

(情報内容の訂正・追加・削除の請求)

第13条 個人情報の本人から、保有個人データの内容が事実でないことを根拠に内容の訂正、追加又は削除を求められた場合は、利用目的の達成に必要な範囲内で調査した結果に基づいて措置を決定する。

2 前項で訂正等の措置をした場合又は措置をしない旨を決定したときは、すみやかに個人情報の本人にその旨を通知する。

(情報の利用の停止・消去の請求)

第14条 個人情報の本人から、保有個人データについて、目的外の利用あるいは不正な手段による取得を理由に利用の停止又は消去を求められた場合は、必要な調査の結果に基づいて措置を決定する。

2 個人情報の本人から、保有個人データについて本人の同意なく第三者に提供されたことを理由に第三者への提供の停止を求められた場合で、相当の理由があることが判明したときは、直ちにこれに応じる。

3 前2項で当該保有個人データの利用の停止、消去または第三者への提供の停止の措置をした場合又は措置をしないことを決定したときは、すみやかに個人情報の本人にその旨を通知する。

(理由の説明)

第15条 保有個人データについて個人情報の本人からの請求による利用目的の通知、開示、内容の訂正・追加・削除、利用停止・消去、第三者への提供の停止の措置をしないとき又はその措置と異なる措置をする場合は、個人情報の本人に対しその理由を説明する。

第5章 雑 則

(苦情の処理)

第16条 機構は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(漏洩等の事実の通知)

第17条 機構の役員および職員並びに当機構の業務に従事している者により、保有あるいは取り扱いを委託している個人情報の漏洩があった場合は、すみやかに管理責任者に報告するとともに、漏洩の内容を個人情報の本人に通知する。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

Ⅲ 第三者評価に関する様式集



職業実践専門課程・柔道整復師養成分野第三者評価モデル事業

自己点検・評価報告書

(抜 粋)

平成 27 年 月

〇〇〇〇専修学校

目 次

I. 学校の現況	1
II. 各基準の基本方針	2
基準 1 教育理念・目的・育成人材像	2
基準 2 学校運営	3
基準 3 教育活動	3
基準 4 学修成果	4
基準 5 学生支援	5
基準 6 教育環境	6
基準 7 学生の募集と受入れ	7
基準 8 財 務	8
基準 9 内部質保証	9
基準 10 社会貢献・地域貢献	10
III. 中項目の分析	11
基準 1 教育理念・目的・育成人材像	11
中項目【1-1】 理念・目的・育成人材像	11
基準 2 学校運営	12
中項目【2-2】 運営方針・事業計画	12
中項目【2-3】 運営組織	13
中項目【2-4】 学校運営における特色ある取組	13
基準 3 教育活動	14
中項目【3-5】 目標の設定	14
中項目【3-6】 教育方法・評価等	15
中項目【3-7】 成績評価・単位認定等	16
中項目【3-8】 免許・資格取得の指導体制	17
中項目【3-9】 教員・教員組織	18
基準 4 学修成果	19
中項目【4-10】 免許・資格の取得率	19
中項目【4-11】 就職率	20
中項目【4-12】 卒業生の社会的評価	21
中項目【4-13】 学修成果向上における特色ある取組	22
基準 5 学生支援	23
中項目【5-14】 学生生活	23
中項目【5-15】 学生相談	24
中項目【5-16】 中途退学への対応	25
中項目【5-17】 保護者との連携	26
中項目【5-18】 卒業生・社会人	27

中項目【5-19】 学生支援における特色ある取組	28
基準 6 教育環境	29
中項目【6-20】 施設・設備等	29
中項目【6-21】 実習・演習・インターンシップ等	30
中項目【6-22】 防災・安全管理	31
中項目【6-23】 教育環境における特色ある取組	32
基準 7 学生の募集と受入れ	33
中項目【7-24】 学生募集活動	33
中項目【7-25】 入学選考	34
中項目【7-26】 学納金	35
中項目【7-27】 学生の募集と受入れにおける特色ある取組	36
基準 8 財務	37
中項目【8-28】 財務基盤	37
中項目【8-29】 予算・収支計画	38
中項目【8-30】 監 査・財務情報の公開	39
中項目【8-31】 財務運営における特色ある取組	39
基準 9 内部質保証	41
中項目【9-32】 関連法令、設置基準等の遵守	41
中項目【9-33】 学校評価	42
中項目【9-34】 教育情報の公開	43
基準 10 社会貢献・地域貢献	44
中項目【10-35】 社会貢献・地域貢献	44
中項目【10-36】 ボランティア活動	45
中項目【10-37】 社会貢献・地域貢献における特色ある取組	46

I. 学校の現況

(1) 学校名及び設置者(学校法人名・代表者名)

(2) 所在地及び認可年月日(所轄庁名)

(3) 沿革

※設立から課程設置(学科)の経過など概要を記述してください。

(4) 課程・学科の構成(平成 27 年 4 月 1 日現在)

課程名	学科名	開設年月日	修業年限	入学定員	収容定員
	合 計				

(5) 学生数及び教員数:

※複数の学科を設置している場合は、学科毎の数値を指定様式に記載の上参照資料に綴ってください。

	学生数	専任教員数	兼任教員数
平成27年5月1日現在			
平成26年5月1日現在			
平成25年5月1日現在			

※ 非常勤教員は兼任教員数欄へ記入してください。

教員名簿を別途指定様式に記入の上参照資料に綴ってください。

(6) 施設の概要

別紙資料のとおり

※指定様式に記載の上、参照資料に綴ってください。

II. 各基準の基本方針

基準1～10 までについて、学校としての基本的な考え方、取組みの方向、基本方針とその背景となる状況などを総括的に記述してください(1基準当たり、2,000 字以内・字の大きさ明朝 10.5 ポイント・自由記述)。

基準1 教育理念・目的・育成人材像

III. 評価項目（中項目）の分析・

考え方や方針、現状、現状までのプロセス、特徴として強調したい点、今後の課題となる点などを、評価の視点(小項目)を参照し、可能な限り小項目に言及して記述してください(1評価項目は「現状とそのプロセス」2,000字以内、「特長として強調したい点」1,000字以内、「今後の課題と方向性」1,000字以内、明朝体 10.5ポイント)。

最後に記述内容の根拠となる資料や確認することができるデータなどの参照資料名を記述してください。記述した資料は、連番号を付し、「別冊参照資料集」として綴って、提出してください。

基準1 教育理念・目的・育成人材像

中項目【1-1】 理念・目的・育成人材像

•現状とそのプロセス

•特長として強調したい点

•今後の課題と取組の方向性

【参照資料】

基準2 学校運営

中項目【2-2】 運営方針・事業計画

•現状とそのプロセス

•特長として強調したい点

•今後の課題と取組の方向性

【参照資料】

【 参 照 資 料 一 覧 】

注) 資料名にうち※印は必ず提出ください。この他に、記述内容を確認する資料は必ず提出ください。但し、資料名称は参考で、実際の資料名に訂正の上、資料集を作成ください。

区分	番号	資 料 名	資 料 の 内 容 説 明
教育理念等・ 学校運営	1	学則 ※	認可、届出済みのもの (注)記載事項 学校教育法施行規則第4条
	2	〇〇専門学校教育理念・教育目標 ※	理念・目標等が明記された印刷物等
	3	入学案内書・募集要項・施設設備一覧等 ※	特色であることが明記されている印刷物等
	4	学校基本調査票(専修学校)・学校施設調査票「(高等学校等)」 ※	平成25年から27年の3カ年分の調査票の写(各年5月1日現在)文部科学省統計調査
	5	学生数・教員数・施設・設備一覧 ※	指定様式 学校の現況(5)学生数及び教員数、(6)施設の概要
	6	将来構想(中期構想・中期計画書・ビジョン) ※	3年から5年単位の構想・計画が明記されている文書等
	7	運営方針・(〇〇年度)・事業計画書・重点目標 ※	学校運営方針が明記されている印刷物・年度事業計画書・学校運営計画書等
	8	産学連携・関連業界との協定文書・委員会資料等	関連業界等との連携関係を確認する資料
	9	組織規程・組織図 ※	学校の運営体制が確認できる資料
	10	意思決定に係る規程・事務分掌規程・業務マニュアル ※	事案決定に係る責任体制、権限の段階が確認できる資料
	11	会議規則・設置要綱・会議一覧・各種委員会名簿・会議録・審議録 ※	方針等の周知、会議体の意義や意思決定への関与が確認できる資料
	12	教職員組織編成図、事務職員組織編成図 ※	教職員の組織編成、責任体制が確認できる資料
	13	就業規則、人事規程、昇給・昇格・退職等規程 ※	人事に関する規定、職種・常勤・非常勤ごとの採用基準、昇任、退職の基準が確認できる資料
	14	情報システムネットワーク図・システム業務規則	教職員、学生管理システムやネットワーク、セキュリティ対策について確認できる文書等
	15	設置法人寄附行為・理事会名簿 ※	
教育活動・ 学修成果	16	学科毎の教育目標・育成人材像	
	17	学生便覧・履修案内 ※	平成26・27年度用として学生に配布したもの
	18	教育課程(カリキュラム)・授業時数表 ※	学科、修業年限ごとの教育課程(カリキュラム)、授業時間割
	19	教職員体制表、学級編成表・担任表・非常勤講師表 ※	教育組織を体系的に整理したもの、常勤、非常勤の関連が確認できるもの
	20	教員名簿 ※	指定様式 教員名簿
	21	履修要綱・学則 ※	
	22	授業計画・シラバス・コマシラバス・講義要項 ※	科目ごとの計画が確認できるもの
	23	教育課程編成に係る文書・ガイドライン・教務委員会等会議録	教育課程の編成過程が確認できる資料、業界のニーズの把握が確認できる資料
	24	キャリアガイド、キャリアサポートプログラム	キャリア教育に関する教材・資料
	25	授業評価の規程・授業評価アンケート結果・分析・改善状況報告書	
	26	教職員の研修規程	研修体系、研修計画、研修結果が確認できる資料
	27	研究報告書・紀要	教員の研究活動と教育内容の関連が確認できる資料
	28	成績評価・卒業認定基準・学則・単位互換協定書 ※	他校、専修学校以外、入学前の履修等評価の判定基準や位置づけが明確になっているもの
	29	取得資格についての案内・指導體制	教育課程上明確になっている資料、資格認定機関、資格の有効性などを説明する資料
	30	学科別資格取得状況一覧・目標とする数値 ※	指定様式 24年度～26年度の3カ年分

学生支援・教育環境・募集と受入れ	31	就職者数・就職率のデータ・進路決定状況・目標とする数値・指導・相談体制 ※	指定様式 24年度～26年度の3カ年分
	32	卒業生の活動把握資料・就職先の調査資料	就職先へのヒアリング調査結果など卒業生の活動の把握状況が確認できる資料
	33	教育課程編成・教員研修・資格取得・就職等に係る関連業界等との連携協定等	教育活動・学修成果等に係る関連業界等との連携関係を確認する資料
	34	奨学金制度要綱・奨学金募集要項・学費分納願・学費延納願いの様式	学生への配布プリント等周知状況が確認できる資料
	35	健康診断実施・結果データ	健康診断の実態が確認できるもの
	36	健康管理規程・健康管理体制・保健室設置要綱	健康管理体制が確認できるもの
	37	学生寮の案内・学生寮規約	
	38	クラブ活動活動実績	課外活動の案内、実績が確認できる資料
	39	学生相談に関する規程・学生相談の案内	学生・留学生への相談体制に実態が確認できる資料
	40	退学状況のデータ・目標とする数値 ※	指定様式 24年度～26年度の3カ年分
	41	保護者との連携体制	保護者との連携を明確に示す資料
	42	卒業生・社会人への支援体制	相談体制、同窓会組織に関する資料、社会人・就労学生への支援策を確認する資料
	43	実習・インターンシップ・海外研修についての実施要綱	教育課程との関連が確認できる資料、実績を示す資料、安全管理に関する資料
	44	【施設設備一覧】教育上必要な器械器具、模型及び標本、図書並びにその他の備品 ※	厚生労働省指定様式
	45	消防計画・災害時(緊急時)対応マニュアル・避難訓練・防犯対策実施要綱	
	46	入学者選要項、入学試験実施状況、面接要項 ※	入学試験等実施体制が確認できる資料
	47	入学者数のデータ、合格者、辞退者のデータ	推移が確認できる資料
	48	学納金推移データ	学納金返還についての取扱いが確認できる資料、学納金の推移が確認できる資料
	49	卒業後の支援、実習、インターンシップ実施に係る関連業界等との連携協定等	卒業後の支援、実習等の実施について関連業界等との連携を確認できる資料
財務	50	経理規程・財務規程※	
	51	法人及び学校別(部門別)資金収支計算書 ※	過去3年分(26年度～24年度)
	52	法人及び学校別(部門別)消費収支計算書 ※	過去3年分(26年度～24年度)
	53	監査報告書(公認会計士監査意見書・公認会計士略歴) ※	過去3年分(26年度～24年度)
	54	法人の財産目録・貸借対照表※	過去3年分(26年度～24年度)
	55	学校法人等基礎調査提出※	過去3年分(26年度～24年度)
	56	当該年度予算書※	26年度予算、理事会承認済みの予算書
	57	財務情報公開規程及び公開資料	
法令遵守・社会地域貢献	58	個人情報保護基本方針・規程	
	59	自己点検・評価、学校関係者評価に関する規程	学則に規程があれば学則、改善へのプロセスを示す資料
	60	自己点検・評価書※ 学校関係者評価報告書	自己点検・評価報告書、公表した資料、
	61	学校ホームページ・学校案内	学校の教育情報の公開について確認する資料
	62	生涯学習講座・地域連携講座実施要綱・募集案内	
	63	地域活動への貢献を示す資料	
	64	留学生の募集、受入に関するデータ	留学生の受入方針、相談体制、進路指導、財政管理などが確認できる資料
	65	ボランティア活動の案内、活動状況報告書	ボランティア活動の支援等に関する資料

職業実践専門課程・柔道整復師養成分野第三者評価モデル事業

第三者評価報告書

【〇〇〇〇専修学校】

(抜 粋)

平成 27 年 月 日

目 次

I	総 評	1
II	評価項目(中項目)の評価結果	
	基準1 教育理念・目的・育成人材像	6
	基準2 学校運営	6
	基準3 教育活動	7
	基準4 学修成果	9
	基準5 学生支援	10
	基準6 教育環境	12
	基準7 学生の募集と受入れ	13
	基準8 財 務	15
	基準9 内部質保証	16
	基準10 社会貢献・地域貢献	17

I 総 評

基準1 教育理念・目的・育成人材像

基準2 学校運営

2-4 学校運営における特色ある取組

〈特長として評価する点〉

〈更なる向上を期待する点〉

基準3 教育活動

3-5 目標の設定

〈特長として評価する点〉

〈更なる向上を期待する点〉

3-6 教育方法・評価等

〈特長として評価する点〉

〈更なる向上を期待する点〉

訪問調査・ヒアリングシート

【評価担当部会：学校あて事前通知する様式】

基準大項目・中項目			追加資料	ヒアリング	確認内容	摘要
1 理念・目的等	1-1	教育理念・目的・育成人材像				
2 学校運営	2-2	運営方針・事業計画				
	2-3	運営組織				
	2-4	特色ある取組				
3 教育活動	3-5	目標の設定				
	3-6	教育方法・評価等				
	3-7	成績評価・単位認定等				
	3-8	免許・資格取得の指導体制				
	3-9	教員・教員組織				

平成 27 年 3 月発行（禁無断掲載）

文部科学省受託事業

「職業実践専門課程」の各認定要件等に関する先進的取組の推進

柔道整復師養成分野第三者評価モデル実施のための

第三者評価システムの概要

発行 特定非営利活動法人私立専門学校等評価研究機構

〒151-0053 東京都渋谷区代々木 1-58-1 石山ビル 6 階

電話 03-3373-2914 FAX 03-3378-9625